

# 律令國家陵墓制度の基礎的研究

——『延喜諸陵寮式』の分析からみた——

北 康 宏

【要約】 日本古代の陵墓というテーマは、祖先祭祀と家の成立、天皇とその正当化といった近年の問題関心のもとで再注目されるようになった研究課題である。本稿は、そうした課題を考えるための基礎となるべく、古代陵墓制度の歴史の具体的把握を『延喜諸陵寮式』成立過程の分析をたよりに行ったものである。論点は次の通り。律令國家は淨御原令で先皇陵公的守衛政策を開始し元明朝に一応の成就をみるが、その他の墓については四皇子墓・有功王墓の例外を除くと、氏々祖墓・三位以上別祖氏宗墓のみの營墓許可という制約の中で私的に管理されていた。藤原宮子の没年ころからは新しく御墓制が設けられたが、これが外祖父母墓制へと展開し平安時代の新しい墓概念を生むことになった。また、そうした中で令制陵墓制度はしだいに荷前別貢幣制度の規制を受け変容してゆく。以上の変化をできる限り具体的に叙述したが、その結果その背景に一定の祖先観の変化をよみとることができた。また平安時代の陵墓制度が令制のその内部に存した原理の史的展開の結果として理解できること、撰闕時代の政治理念をも投影していることが知られた。

史林 七九卷四号 一九九六年七月

は し が き

近年、日本古代史では天皇や貴族層の葬地である陵墓に対する意識の変遷を歴史的な観点から意味付けようという試み<sup>①</sup>があらわれてきている。「祖先」という觀念を通時的に存在するものとしてではなく、特定の時代に特定の様態をもって現象するものとみなし、具体的な血縁意識にもとづく個別化された祖先への祭祀がいつごろどのようにして成立するのか

を見出すことで、集団構成原理の「家」の成立を解明する一つの手がかりとしようというのである。旧来の民俗学や儀式研究による既往の成果とは異なる事象が見えてきそうである。しかし最近のこうした諸研究をみると制度などの基礎的事実の正確な吟味のうえにそういった魅力的な解釈をうちたてているとはいえない面があり、その点ではなお古い儀式研究の常識を無批判にうけいれているところが多い。本稿は、如上の現状を反省し、祖先観の変遷といった非常に複雑で微妙な事象を把握するためには前提としてどうしても必要となる「具体的な陵墓制度の歴史」を描き出すことを目的とする。

ところが、いざ陵墓に関する史料を变化の相で読み解こうとしても、残された史料が断片的であるため抽象的なイメージの把握におわりかねない。そこで注目したいのが『延喜諸陵寮式』<sup>③</sup> 陵墓歴史名である。後に詳論するように、歴史は律令国家陵墓制度の確立とともに生まれたものである。従ってそれ以降の歴史名の変化・増訂は、その制度の盛衰や変容を如実にうつつし出す。そして『延喜式』の歴史の中には細かくみるとそこに至るまでの具体的な成立過程の残像を見出すことができるのである。私は、陵墓制度の実状を各段階に則して提示してくれるこの歴史名の分析をたよりに、国史や律令にみえる記事をもあわせ解釈して制度の実際を明らかにするという方法をとろうと思う。

① 服藤早苗『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年。義江明子「古系譜にみる「オヤコ」観と祖先祭祀」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四一、一九九二年)。

② こうした課題についての近年の研究成果として、吉田孝『律令國家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年、などがある。

③ 代表的な研究を掲げると次の通り。和田軍一「諸陵式に関する二三の考察」(『歴史地理』五二一・三、四、一九二八年)。同「諸陵寮式の研究」(『歴史地理』五三二・三・四、一九二九年)。宮城栄昌『延喜式の研究』大修館書店、一九五五年。時野谷滋「神武天皇紀と諸陵式」(中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』小川書店、一九六二年)。

同「神功皇后の山陵」(『神功皇后』皇学館大学出版部、一九七二年)。ともに同「飛鳥奈良時代の基礎的研究」に再録。新野直吉「古代の守陵業者」(『神道史研究』八一、一九六〇年)。同「陵戸論」(『日本歴史』三九三、一九八一年)。虎尾俊哉「延喜式」吉川弘文館、一九六四年。新井喜久夫「古代陵墓制雑考」(『日本歴史』二二二、一九六六年)。吉永登「諸陵寮式の成立事情その他」(『関西大学東西学術研究所紀要』一、一九六八年)。白石太一郎「記・紀および延喜式にみられる陵墓の記載について」(『古代学』一六一、一九六九年)。北垣聡一郎「諸陵寮式の近隣近墓制について」(『伝承文化研究』四、一九六九年)。田中久夫「祖先祭祀の研究」弘文堂、一九七八年。同「氏神信仰と祖先祭祀」名著出版、一九九一年。波多野忠雅「延喜諸陵寮式考」(『関

西大学日本史学論集、一九七五年。なお、陵墓祭祀研究の中で閑説

されているものについては省略した。

## 第一章 基礎作業——陵墓歴名の基本的区分——

本章では、以下の研究の手がかりとなるべき『延喜式』陵墓歴名の基本的区分を行っておく。この歴名には全部で百二十の陵墓が列挙されている。前半に七十三の陵が、後半には四十七の墓が記され、各々の名称の下には被葬者名・所在地・兆域・守衛戸数の記事が付属するが、そこには微妙な記載様式の多様性がみとれる。また陵墓の配列規準についても一見すると規準のはっきりしない部分がある。こうした点に注目して、先学の研究成果も取り入れつつ<sup>①</sup>歴名成立段階に関する大きな区分を行っておこうというのである。

### (一) 陵歴名の区分

陵歴名は、表1に示すA～C群に区分できる。まずA・B群とC群との間で分ける根拠は次の四点である。(1)兆域記載法に注目すると、A・B群の後山科陵までは「東西〇町。南北〇町。」という書き方、またはそれに準ずるものであるのに対して、C群の中尾陵以降では「四至。東限〇。南限〇。……」といった全く異質な書き方が現われてくること。<sup>②</sup>(2)前者での所在地はすべて郡までであるのに対し、後者になると郷やそれ以上に詳しく記される場合が多くなること。(3)前者での天皇名は「〇〇宮(京)御宇〇〇天皇」とあるけれども、後者では唯一の例だが、単に「光孝天皇」とのみ記すようになってきていること。(4)女性を表示する場合、固有名ではなく「皇太后藤原氏」などの書き方をしているから、当然同一の呼称で別人を指すことができてきそうであるが、前者のグループまでに限ってみるとそうした重複はみられず「平城朝皇太后……」といった限定句を付して個人が特定できるようにになっていること。後者までを加えると重複が生じてくるのである。この区分の意味を考えるとときに示唆的なのは、B群の最後尾の位置を占める後山科陵の被葬者、藤原順子の没年である。

表1 陵 歴名 被 葬 者 一 覧

区分	陵 墓 名	被 葬 者	没 年	掲載資格取得年	参 考	
B	日向埃山陵	ニニギ尊		天皇陵は基本的に 「に崩御と同時に」 に設置		
	日向高屋山上陵	ヒコホホヂミ尊				
	日向吾平山上陵	ウガヤマトキアヘス尊				
	敏傍山東北陵 (中略)	神武天皇				
	磯長山田陵	推古天皇	628(推古36)		—	
	押坂内陵	舒明天皇	641(舒明13)		—	
	大坂磯長陵	孝德天皇	654(白雉5)		—	
	越智岡上陵	皇極(齐明)天皇	661(齐明7)		—	
	山科陵	天智天皇	671(天智10)		—	
	檜隈大内陵	天武天皇	686(天武15)		—	
	同大内陵	持統天皇	702(大宝2)		—	
	眞弓丘陵	草壁皇子	689(持統3)		—	
	檜前安古岡上陵	文武天皇	707(慶雲4)		707(慶雲4)?	
A	奈良山東陵	元明天皇	721(養老5)	—		
	奈良山西陵	元正天皇	748(天平20)	—		
	佐保山西陵	藤原宫子	754(天平勝宝6)	760(天平宝字4)	聖武天皇生母。	
	佐保山南陵	聖武天皇	756(天平勝宝8)	—		
	藤原光明子	藤原光明子	760(天平宝字4)	760(天平宝字4)	聖武天皇皇后。	
	淡路陵	淳仁天皇	765(天平神護元)	778(宝龟9)		
	高野陵	孝謙(称徳)天皇	770(神龜景雲4)	—		
	田原西陵	施基皇子	716(靈龜2)	770(宝龟元)	宝龟元 称天皇。	
	吉野陵	紀原姫	709(和銅2)	771(宝龟2)	宝龟2 追尊皇太后。	
	田原某陵	光仁天皇	781(天武元)	—		
	宇智陵	井上内親王	775(宝龟6)	800(延暦19)	延暦19 追復称皇后。(宝龟元 皇后。)	
	大枝陵	高野新笠	789(延暦8)	790(延暦9)	延暦19 追復称皇后。延暦9 追尊皇太后。	

B	柏原陵	桓武天皇	806(延暦25)	—	桓武天皇皇后。 延暦19 追称崇道天皇。 平坂即位して贈皇后。	
	高島陵	藤原乙牟耜	790(延暦9)	790(延暦9)		
	八嶋陵	早良親王(崇道天皇)	785(延暦4)	800(延暦19)		
C	河上陵	藤原带子	794(延暦13)	806(大同元)	平坂即位して贈皇后。	
	宇波多陵	藤原旅子	788(延暦7)	823(弘仁14)		
	石作陵	高志内親王	809(大同4)	823(弘仁14)		
	嵯峨陵	橘嘉智子	850(嘉祥3)	850(嘉祥3)		
	楊梅陵	平坂天皇	824(天長元)	—		天安2(858) 設置扱い。
	深草陵	仁明天皇	850(嘉祥3)	—		
C	田邑陵	文德天皇	858(天安2)	—	在位は809(大同4)まで。	
	後山科陵	藤原順子	871(貞観13)	871(貞観13)		
	中尾陵	藤原次子	839(延和6)	884(元慶8)		
C	後田邑陵	光孝天皇	887(仁和3)	—	光孝即位して贈皇太后。 醍醐即位して贈皇太后。 清和即位して皇太夫人。貞観6 皇太后。 醍醐天皇養母。皇太夫人。「東七条皇后」。中宮。	
	小野陵	藤原胤子	896(寛平8)	897(寛平9)		
	白河陵	藤原明子	900(昌泰3)	864(貞観6)		
	後深草陵	藤原孟子	907(延喜7)	907(延喜7)		

『三代実録』によれば彼女は貞観十三年(八七二)九月二十八日に六十一歳で崩じ、同年十月五日に後山科陵に葬られたという。貞観十三年といえど『貞観式』が完成した年である。八月二十五日に奏進、十月二十二日に施行というから、恐らく順子陵は『貞観式』が完成してのちその末尾に書き加えられたものであろう。兆域記載が欠如していること、「假陵戸」という歴名中で唯一の特異で不統一な用語が使われていること、の二点がそうした事情をよく表している。以上より、A・B群には『貞観式』成立までの姿がのちに手が増えられることなくそのまま残されていること、そのうち新たに設置された山陵に関する資料を『延喜式』編纂時またはそれ以前に追補した部分がC群であることがわかる。

こうした結果にあらためて距離をおいてみると、歴名が式に収められている以上、弘仁・貞観・延喜の三代の式の成立

年代が歴名の成立過程にとっても大きな画期となることは当然のことに思われてくる。そこで『弘仁式』部分と『貞観式』部分も分割できるだろうかということになる。その際に確認しておかなければならないことは、『貞観式』編纂段階で既成の『弘仁式』歴名をあわせて全体に手が加えられた可能性の有無である。確かにA・B群には記載様式の一貫性はあるが、にもかかわらず配列規準の考察からみてそういった形跡はないようである。歴名の古い部分は基本的に天皇歴代順であり、その原則はのちに撤回されることなく残されている。このことをふまえると、『貞観式』段階で弘仁の歴名の配列にまで影響を与える形で手が加えられたとすれば、歴代順の原則をうけて『弘仁式』以降に没した天皇ほかの陵をさかのぼって適所に挿入しその一貫性を通そうとした場合に限られる。ところがいま平城陵の占める位置に注目する。その贈皇后、藤原帯子の葬地は『日本後紀』大同元年(八〇六)に平城即位に依じて陵とされたことがみえるので、『弘仁式』に既に掲載されていたはずである。六月九日に奉告使が発遣され、翌二年(八〇七)八月には陵域が定められたという。さて歴代順を尊重するとすれば、平城陵はこの帯子陵の前に移されてしかるべきである。しかし事實は淳和天皇の皇后よりもさらに後ろにある。以上の点からみても、貞観段階で弘仁の歴名の配列に手が加えられた可能性はないと考えてよい。さらに傍証としては、注記記載の部分にすら実は変更が加えられていないことがあげられる。例えばA群に属する藤原乙牟漏の陵は初め高島陵と称されたが、天長元年(八二四)以降の史料をみると長岡陵と改称されている。にもかかわらず歴名では旧称のまま、しかも「皇太后」の注記を貞観期の現状に従って「贈太皇太后」に改めようとししない。やはり嵯峨天皇の時代の『弘仁式』の記載のままというにふざわしい。

以上のことを確認した上で、私は表1にみえるようにA群とB群とを区分した<sup>⑥</sup>。帯子陵が先述のように『弘仁式』に存在したと考えられるのに対し、それに続く位置を占める藤原旅子と高志内親王の二人は早く延暦七年(七八八)と大同四年(八〇九)に没してはいるが、各々に皇太后・皇后が贈られるのは弘仁十四年(八三三)に淳和天皇が即位してのことであり、山陵として史料に現われるのは翌天長元年(八二四)になって以降のことであるので、両者が歴名に加えられたのは

『弘仁式』においてはであるとは考えられないからである。

## （二）墓歴名の区分

陵歴名において三つの式の成立年代が歴名の内的区分と一致することが確認できたのだから、同様の分割を墓歴名の方でも行いうると考えてよい。

まず『貞観式』成立までの部分を示すラインは、陵の時ほど明瞭ではないが次の三つの点から考えて大岡墓と後愛宕墓との間に設けるのが妥当であろう。(1)後愛宕墓は、その被葬者藤原良房の没年が貞観十四年（八七二）であるから『貞観式』の歴名に掲載するにはまにあわない。じじつ外祖母として対をなす源潔姫の愛宕墓と共に並記されてはいない。(2)この潔姫は斉衡三年（八五六）に没したが、歴名に載せられる資格を得たのは清和天皇即位に応じ天安二年（八五八）に外祖母墓として扱われた時のことで、『貞観式』に掲載されたと考えられる。(3)大岡墓はこの二墓の間にはさまれているが、その位置を占める積極的な理由は見当らないので、天安二年以降貞観十四年以前に墓歴名に加えられる条件を得たからだと考えざるをえない。この期間で藤原吉子が最も大きく注目されたのは、いうまでもなく貞観五年（八六三）の御霊会においてである。その際に注目された大岡墓がのち『貞観式』歴名に加えられることになったのだと思われる。<sup>⑦</sup>

次は『弘仁式』部分と『貞観式』部分との分割である。その際注目したいのは特異な性格を有する一群（巨群と呼ぶ。）の存在である。これを設定するのは次の三点からである。(1)山背大兄王、聖徳太子の母である間人女王、欽明天皇の皇女であらう石前<sup>イソノ</sup>王女（いずれも積極的な掲載理由は不明）、の三人は生存時期が集中すること。しかもそういった大化前代の人物の三墓が歴名では平安時代の外祖父母の墓のうしろの位置に唐突に出てくる。(2)すべて平群郡に存在するものであること。(3)歴名の中で三墓が置かれたあたりの守衛戸には「守戸」の語が用いられているのが一般的であるのに、この三者だけに「墓戸」の語が使用され、しかもすべて二烟と共通していること。

表 2 墓 歴 名 被 罪 者 一 覧

区分	陵 墓 名	被 罪 者	没 年	掲載資格取得年	参 考
D 1 1	能貧野墓 埴口墓 古市高屋墓 奈田墓 竈山墓 磯長原墓 息長墓 成相墓 押坂墓 宇度墓 宇治墓 押坂内墓 片岡莚田墓 椿隈墓 磯長墓 押坂墓 三立岡墓	日本武尊 飯豊皇女 春日山田皇女 手白香皇女 彦五瀬命 石姫皇女 広姫 押坂彦人大兄皇子 田村皇女 五十瓊敷入彦命 菟道稚郎子皇子 大伴(大俣)皇女 孝淳皇子 吉備姫王 聖徳太子 鏡女王 高市皇子	?	(磐之媛墓以前は省略)	
	平坂坂上墓 淡路墓 牧野墓 大野墓 阿阿墓 村岡墓	磐之媛命 当麻山背 和之慈 大枝真妹 藤原良繼 安倍古美奈	765(天平4神護元) ? ? 777(宝龜8) ?	754(天平勝宝6)? 778(宝龜9) 790(延暦9)? 790(延暦9)? 806(大同元) 806(大同元)	淳仁天皇生母。 高野新笠の先。(桓武天皇外祖父。) 高野新笠の先。(桓武天皇外祖母。) 平城天皇外祖父。 平城天皇外祖母。
D 2	平群郡北岡墓 龍田清水墓 龍田渚部墓	山背大兄王 間人女王 石前王女	643(皇極2) 621(推古29) ?		
H					



B	多武岑墓 後阿施墓	藤原不比等(鎌足) 藤原武智麻呂	720(養老4) 737(天平9)	858(天安2)? 866(貞觀8)?	貞觀式・天安2年詔では鎌足。
	相葉墓 後相葉墓 巨師墓 加勢山墓 小山墓	藤原百川 藤原諸姉 伊予親王 橘清友 田口氏	779(宝龜10) 786(延暦5) 807(大同2) 789(延暦8) ?	823(弘仁14) 823(弘仁14) 823(弘仁14) 833(天長10) 833(天長10)	淳和天皇外祖父。 淳和天皇外祖母。 仁明天皇外祖父。 仁明天皇外祖母。
	後宇治墓 次宇治墓 愛宕墓	藤原冬嗣 藤原美都子 源深姫	826(天長3) 828(天長5) 856(齊衡3)	850(嘉祥3) 850(嘉祥3) 858(天安2)	天安2(858) 文德天皇外祖母。 設置扱い。 淳和天皇外祖母。
F-1	大岡墓	藤原吉子	807(大同元)	863(貞觀5)	桓武天皇夫人。伊予親王の母。
	後愛宕墓 深草墓	藤原良房 藤原乙春	872(貞觀14) 883(元慶7)	858(天安2) 877(元慶元)	淳和天皇外祖父。大政大臣。 陽成天皇外祖母。
F-2	高島墓	仲野親王	867(貞觀9)	887(仁和3)	宇多天皇外祖父。桓武天皇の皇子。
	河嶋墓	当奈氏	?	887(仁和3)	宇多天皇外祖母。
	八坂墓	藤原教子	?	884(元慶8)	光孝天皇外祖母。
	拜志墓	藤原総雄	?	884(元慶8)	光孝天皇外祖父。
	次宇治墓 小野墓 後小野墓 又宇治墓	藤原基隆 藤原高隆 菅道列子 藤原時平	891(寛平3) 900(昌泰3) 907(延喜7) 909(延喜9)	891(寛平3) 897(寛平9) 897(寛平9) 909(延喜9)	太政大臣。 醍醐天皇外祖父。 醍醐天皇外祖母。 贈太政大臣。

この日群には、(A)のちに詳論するように<sup>⑧</sup>、所用の墓戸の語が『延喜式』編纂のころびようやく用いられたはじめのものがあるにもかかわらず、(B)兆域記載法などでは弘仁・貞觀兩式のそれと一致している、<sup>⑨</sup>という二重性が存在する。これは即ち、該当部分の成立過程の二段階を示していると考えられる。日群は『貞觀式』成立ころ以前の時期に作成された原史料にもとづくものだが、それは断片的なものであったためか式の歴名には収められていなかった。それが『延喜式』編纂段

階で歴名に加えられることになったのだが、できるだけ時代的に古いところに置こうということ、弘仁・貞観の両歴名を接続する間に挿入し、<sup>①</sup>一律に「墓戸二烟」の注記を補った。このように私は解釈している。

話が細に入ってしまっただが、このように墓歴名の中に非常に大きく浮き上がったH群が存在するのだから、否定的要因がない限りそれをもって区分を設けるのが正道であろう（各墓設置年代から見ても問題は生じない）。H群より前を『弘仁式』歴名に該当する部分、後ろを『貞観式』歴名の部分と考える。

これまでの分析から得られた弘仁・貞観・延喜の各墓歴名に該当するであろう部分を順にD・E・F群と名付けておく。（表2）

- ① 和田・吉永前掲論文、虎尾俊哉「延喜式は杜撰か」（『新訂国史大系』月報一八、一九五五年）など。
- ② 『三代実録』元慶八年十二月十六日条にみえる藤原沢子陵や同二十日条の藤原総継・数子の墓の四至記載法と共通する。
- ③ 第二章第一節で詳述。
- ④ 淳和天皇じしんの陵は歴名には記載されていない。（第五章参照）
- ⑤ 『統日本紀』延暦九年閏三月十日条には「葬於長岡山陵」とみえるけれども、大同五年七月八日・弘仁元年七月二十八日条には高島山陵と称されており（『類聚国史』）、天長元年十二月十六日宣旨（『類聚符宣抄』）以降になると再び長岡山陵と称されるようになっていて、名称の改正があったことが知られる。
- ⑥ 神代三陵をB群としたのは、三陵に対する注記に「巳上神代三陵。於山城国葛野郡田邑陵南原・祭之。其兆域東西一町。南北一町。」とあって、これが書かれたのが田邑陵設置（天安二年九月六日、当名称への改名は十二月十日）以降であるとわかること、この兆域記載法は『延喜式』段階まで下らないことから、『貞観式』編纂時だと推定できるからである。文徳陵はまさにその時点での最新の天皇陵であった。
- ⑦ 吉子の墓については『日本紀略』昌泰元年（八九八）六月二十二日条および『扶桑略記』第廿三の裡書に関係史料がある。
- ⑧ ここに含まれる三墓については、辰巳和弘『地域王権の古代学』白水社、一九九四年、第三章に詳しい。
- ⑨ 天智天皇の皇女で孝徳の皇后となった女性も同名であるが、彼女が齊明陵に合葬されていたことは『日本書紀』天智天皇六年（六六七）二月壬午条よりわかるから、ふさわしくない。また磯長墓が聖徳太子とその母間人・妃膳大郎女の三棺一廟形式をなしているという説に対しては、その伝承が平安末期以来の浄土信仰の隆盛とともに三棺合葬形式の墓を阿弥陀三尊にたとえることで発生したもので、平安末期以前の史料にはみられないこと（小野一之「聖徳太子墓の展開と微福寺の成立」『日本史研究』三四二、一九九九年）、また考古学からみてもこの時期には三棺形式の古墳はいくつも例があるので（藤井利章「三骨一廟式古墳の一考察」『龍谷史壇』七三、七四合併号、一九七八年）、現指定墓を太子陵とする根拠は十分といえないこと、などを指摘して

おく。

⑩ 第五章参照。なお新野氏も前掲第一論文の中で「古記成立の頃には、陵戸・墓戸の区別がまだ行われず、降って延喜式に到るまでの或る時期に墓戸の稱が独立成立したのもかもしれない。」とされていたが、時期は限定されなかった。

⑪ 虎尾俊哉氏が『貞徳式』について、『弘仁式』は『弘仁式』として廃止することなく、これに対する訂正補足の部分だけを集めて編纂し、両者すなわち「前後之式」を併用するような形に編纂された（同「延喜式」、『国史大系書目解題』上巻）といわれていることを参照。

## 第二章 律令国家の陵墓制度

### （一）陵の制度

律令制の導入は陵墓制度にとっても非常に大きな画期であった。律令国家の陵墓制度の基本はまずは、喪葬令第一条先皇陵条に掲げられた先皇陵の公的守衛管理システムの確立にあった。養老令には、

凡先皇陵。置<sub>二</sub>陵戸<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>守。非<sub>二</sub>陵戸<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>守者。十年一替。兆城内。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>葬埋及耕牧樵採<sub>一</sub>。

とあり、大宝令では「兆城内」が「其兆域」となっていたことが古記によりわかる。一方、『日本書紀』持統五年（六九二）十月乙巳条をみると、

乙巳。詔曰。凡先皇陵戸者。置<sub>三</sub>五戸以上。自餘王等有功者。置<sub>三</sub>三戸。若陵戸不足。以<sub>三</sub>百姓充。免<sub>三</sub>其徭役。三年一替。

という詔がみえる。これは内容的に「先皇陵には陵戸を置いて守らせる」という規定を前提とするものであるから、先皇陵条の起源はこの二年前の浄御原令の該当条にさかのぼると推測できよう。ただし、詔の「若」以下の陵戸以外に守らせる場合の指示は大宝令以降は多少の改定をへて令の本文に吸収されているのだから、想定される浄御原令文は次のように復元される<sup>⑫</sup>。

凡先皇陵。置<sub>二</sub>陵戸<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>守。其兆域。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>葬埋及耕牧樵採<sub>一</sub>。

陵の守衛と兆城内禁止事項という二要素からなる点が母法たる復元唐令該当条と一致していることは、この推定の蓋然性<sup>⑬</sup>

を増す。以上より、この持統三年において律令天皇がその公的性格を高めたことに応じた先皇陵の公的守衛制度が発効し、その具体化が持統五年詔によって始められたと考えられるのである。

ただし持統五年詔には「自餘王等有功者」の葬地の公的守衛の規定も存在する。ここは「自餘王らの有功者」とも「自餘王ら・有功者」とも読むことはできるが、私は前者を正しいものとする。その理由は次の四点である。(1)詔文の文法上の対応関係や「若」以下の文中の陵戸の語のみの存在からすると、該当部分は「自餘王等有功陵戸者」の省略だと見ざるをえない<sup>⑥</sup>。一方、令前の史料からみて陵の呼称は天皇だけでなく皇族の葬地にも用いられているものであったことが指摘されているのだから、「自餘有功王陵戸」を意味するとした方が時代の流れからみて自然ではあるまいか。(2)この時期に有功といえは壬申功を思いうかべるが、『書紀』『統紀』に多くの壬申功臣の贈位記事が存在するにもかかわらず、その葬地守衛が公的になされた形跡は全くなく、のちの墓歴名の古い部分を見ても基本的に皇族墓のみで壬申功臣墓の残存は確認できない。(3)自餘王で切つて読めば非常に多くの皇族葬地を公的に管理せねばならず、不可能に近い。陵歴名をみても、本来の陵戸がきちんと設置できたのは先皇陵のうちでも一部だけであった。(4)『統紀』天平六年(七三四)四月戊申条には「有功王之墓」という概念がみえる。

以上をふまえると、持統五年詔は、皇族葬地をも含む旧来の伝統的な陵概念に引きずられ、淨御原令の先皇陵のみの公的守衛を完全には実現できず一部例外を残さざるをえなかった過渡期的事象を示すもの、と位置付けることができる。しかし同時に詔の史的意義も十分に認識すべきものである。(1)公的な葬地管理をはじめて実現しようとする試みであるし、(2)先皇陵と自餘王有功者との間の守衛戸数の差を明文化し、さらに皇族一般の中でも有功の者のみに限るといふ厳しい制限を設けるなど、天皇と皇族一般との区別を明らかにし、距離を拡大させようとする政策の萌芽がみられるからである。

持統朝以来のこのような方向性は、大宝令において一段落する。文武天皇四年(七〇〇)では押坂彦人大兄皇子の葬地を「成合山陵」と称していたが、『統紀』、大宝以降は天皇の葬地に対してのみ陵の語が用いられるようになったよ

うである。『令集解』先皇陵条に引く古記では、

古記云。陵。謂墓一種。以貴賤爲別名耳。帝皇葬因陵如陵。故云陵。問。三后及太子斂之處。若爲稱。又令守以不。答。除即位天皇以下。皆悉稱墓。又令守名爲墓守。見官員令別記也。

と即位の天皇以外の葬地は三后や皇太子のそれですら墓と称すべきことを明言するに至った。ただ持統五年に公的守衛の対象とされた天皇以外の陵は、墓と称されつつも例外的に守衛は続けられたようである（後述）。

以上述べてきた先皇陵の公的守衛制度の確立は、即ち陵歴名作成の契機であった。先に準備しておいた陵歴名のA群を見てみよう。この部分の配列は、和田軍一氏の指摘のように天皇歴代順を基本とする。重祚した天皇は重祚の代の位置を占め、追尊はその子が即位したことによるのだからその直前に置かれる。また廃太子の場合は本来即位していれば占めるであろう位置になるという。また、特定の天皇の前後にはその母と后とをかけるとされるが、私はむしろ后を各天皇（またはそれに準ずる者）の後ろに付したと見るべきで、ただ藤原宮子だけが便宜的に聖武の前にその母として置かれたと考えるのがよいと思う。しかしいざこれにせよ母や后その他の葬地が陵と称されるのは律令制本来のものではない（第四章）。歴名では、それらがいつ、如何なる理由で陵の列に加えられたかなどの歴史的な個別条件に全く無関心に配列されている。したがって、それらは『弘仁式』編纂段階に如上の一定の配列方式を定めて既成の先皇陵の歴名に対し機械的挿入を行ったものだと推定される。

これのもとになった先皇陵を主体とする原歴名は、前述の浄御原令の先皇陵公的守衛原則を実行するための基本台帳として作られたものであろう。山陵の治定のための調査が行われ持統五年には順次陵戸の設置が具体的に開始された。このような一連の仕事が一段落するのは文武天皇崩御後しばらくした元明朝のことで、原陵歴名の完成もそのころだと思われる。しかし時野谷滋氏は原歴名は持統朝にまでさかのぼるとされている。草壁皇子の真弓丘陵が歴名に存在することは古記にみえる陵の本来の概念からすると不適切であるから、それ以降の部分の山陵は原歴名には存在しえないはずだといわれる

のである。私説の根拠は次の通りである。(1)天平十年(七三八)の古記を尊重すると、天平十年ころまでの時期設置の陵を  
含む歴名の範圍にも草壁陵のような例外は存在すべきではない。草壁陵のちに挿入されたか、または最初から例外的に  
掲載されていたとも考えられる。(2)またA群の守衛戸記載には次のような特徴がある。①神武陵から孝徳陵までは陵戸・  
守戸が混在する。②斉明陵から文武陵までは陵戸のみである。③元明陵以降は守戸のみである。これは、元明朝からみて  
近い時代の陵には陵戸が積極的に置かれたが文武陵でそれは終り、以後は守戸のみが置かれるようになるという事実を反  
映していると解されるから、そこに画期をおくべきであろう。④事実、『続日本紀』靈龜元年(七一五)夏四月庚申条には  
垂仁陵に「守陵三戸」、安康陵に「四戸」を宛てた記事があるが、これを『延喜式』の歴名の記事と比較するとここにい  
う戸は「守戸」にあたるとみた方がよいようである。⑤このころには陵戸はもはや置かれなくなっているのである。(4)持統  
五年詔を実施しようとすれば、まず歴代天皇陵の現実の位置を確認しておく必要がある。白石太一郎氏の研究によれば、  
『延喜式』の山陵は基本的には記紀のもとになる「帝紀」の山陵記事に依存しているが、式ではそれに方角などさらに細  
かい指定を加えているという。⑥そうした治定作業は持統朝にすぐ完了したとは考えがたい。政策の実施には時間がかかる  
ものである。

結論をまとめると次のようになる。先皇陵の公的守衛原則が淨御原令で規定され持統五年に陵戸設置が開始されると、  
「帝紀」の山陵記事を利用しつつ現実の治定作業が行われ、それをふまえた新しい先皇陵歴名が作成されはじめ元明朝に  
完成した。⑦陵戸が設置されている山陵は、その治定作業の過程で相対的に早く確定された、換言すれば、「帝紀」の記事  
のように漠然とした位置のみがわかるものではなく、具体的にこの古墳がこの天皇の陵だということが当時でもはっきり  
していた山陵にある程度まで一致する、ということになる。

(二) 墓の制度

次に令制の墓の制度を考察する。<sup>⑤</sup>確かに墓とはかなり広い概念で、有位者の葬地すべてに対して用いられていたようである。ただし養老喪葬令三位以上条をみると、

凡三位以上。及別祖氏宗。並得<sub>レ</sub>營<sub>レ</sub>墓。以外不<sub>レ</sub>合。雖<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>營<sub>レ</sub>墓。若欲<sub>二</sub>大藏<sub>一</sub>者聽。

とあって、「營墓」即ち独立した墓域や施設を有する墓を新たに立てることを制限する規定は存在する。これが大化薄葬令いらいの喪葬の簡略化と階層的秩序付けの流れの延長線上にあることは確かだが、先の先皇陵条の守衛の問題とは次元を全く異にする条文であって、墓の私的守衛を否定するものではないことには注意しておくべきである。むしろ墓域を営むことによる土地の私有独占が増加するのを制限しようという目的があったのであろう。慶雲三年(七〇六)三月丁巳条には王公諸臣が山沢を独占し耕種を事としないことを禁めているが、<sup>⑥</sup>その中では、

但氏々祖墓及百姓宅辺。栽<sub>レ</sub>樹爲<sub>レ</sub>林。并<sub>二</sub>三十許歩<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>禁限<sub>一</sub>。

と「氏々祖墓」を特例的に許容する見解が示されている。

この条文に該当するものは淨御原令には存在しなかったであろうが、基本的政策の源はこれまた持統朝にまでさかのぼらせうと考える。陵のほうで先皇陵の守衛が具体的に実行に移されたのと同じ年の持統五年(六九二)に、期を一にして次のような詔が出されていることに注目したい。

八月己亥朔辛亥。詔<sub>二</sub>十八氏<sub>一</sub>。大<sub>三</sub>高<sub>一</sub>・雀部<sub>一</sub>・石上<sub>一</sub>・藤原<sub>一</sub>・石川<sub>一</sub>・巨勢<sub>一</sub>・檜部<sub>一</sub>・春日<sub>一</sub>・上毛野<sub>一</sub>・大伴<sub>一</sub>・紀伊<sub>一</sub>・平群<sub>一</sub>・羽田<sub>一</sub>・阿部<sub>一</sub>・佐伯<sub>一</sub>・采女<sub>一</sub>・穗積<sub>一</sub>・阿曇<sub>一</sub>。上<sub>二</sub>進其祖等墓記<sub>一</sub>。

この史料は従来、氏族の家伝的な資料を修史事業の役にたてるために上進させたことを示すものだとされてきたのはあまりにも有名である。しかし、<sup>⑦</sup>(1)この十八氏の祖らの墓とは先の慶雲三年(七〇六)の詔、延暦三年(七八四)十二月庚辰詔、『万葉集』四〇九六の大伴家持の歌などにみえる「氏々祖墓」「諸氏冢墓」「大伴の遠つ神祖の奥津城」と同系統のもので

あり、大宝令制下以降にも見られる。(2)にもかかわらず令には氏々祖墓に関する規定そのものは存在しない。(3)従って、三位以上条は「三位以上・別祖・氏宗」といった氏々祖墓以外の特別営墓許可の対象についての補完的規定と解すべきものであり、後々新たに営まれうる増加する部分のみを補足的に扱っていると考えられる。(4)これは、氏々祖墓に対する処置・管理化がそれ以前に前提として実行されていることを示すものである。この四段階の推論から、先の十八氏に関する史料はその当時の代表的な氏十八の祖墓を営墓許可のために登録する書類を提出させたことを示すものだと考えられるのである。<sup>②</sup>

以上を要するに、墓とは有位階級一般の葬地の呼称であるが、令制では独立した施設・墓域を設定することの公認された墓については、「営墓」と称して持統五年ころに氏々祖墓、大宝令では三位以上・別祖・氏上の墓というように造営許可範囲が規定された。これらは原則として私的守衛管理にゆだねられていたと考えられる。従ってまた、この段階では公的守衛のために作成された陵歴名に対応するような墓歴名は存在しなかった。存在する必要がなかったのである。

ただし、墓と称されてはいるものの例外的に公的守衛の対象とされたものは存在したようである。成立下限が靈龜二年(七一六)四月甲子と考定されている<sup>③</sup>『令集解』職員令諸陵司に引く別記には、「常陵守及墓守」「借陵守及墓守」と見えるし、先に述べた「自餘王等有功者。置三戸。」の流れを引く「有功王墓」(天平六年(七三四)四月戊申参)も守衛が続けられていたと考えられるからである。おそらく古くは陵と称されていた特定の皇族葬地で大宝令以降墓と呼ばれることになったものがそれにあたるのだろう。その実体については次章で関説する。

① 瀧川政次郎「陵戸考」『史学雑誌』四三―三、一九三二年。のち同『律令諸制及び令外官の研究』に再録など。

② 詔の残る具体的な守衛戸数に関する規定は式文として扱われたようである。『令集解』先皇陵条の朱説に「但所充之陵戸数。可有別式。額同。」とある。第五章で見るようにこれにさらに修正を加えた式が

『延喜式』に収められている。

③ 陵戸の語については関 晃氏「大宝令には存在しなかった可能性が指摘されており(同「日本古代の身分と階級」『古代史講座』第七卷 学生社、一九六三年)、また平城宮跡出土の大宝令当色為婚条の習書木簡の文章に陵戸の語が欠けていることもその新たな根拠と



されるようになったが、これらは五色の賤の一つとしての陵戸の位置付けがなかったことを示すものによらず、陵戸の語じたいが存在しなかったことをいうには十分な根拠だとはいいがたい。

- ④ 仁井田隆『唐令拾遺』による。
- ⑤ 前説に新井喜久夫氏らが、後説には和田軍一、田中久夫氏らがいる。
- ⑥ 時野谷前掲第二論文。
- ⑦ 新井前掲論文。
- ⑧ 直木孝次郎『壬申の乱』後篇第一章、増書房、一九六一年、野村忠夫『律令官人制の研究』第二章第二節、吉川弘文館、一九六七年、など参照。
- ⑨ 和田前掲第一論文（中）第二章。
- ⑩ 時野谷前掲第一論文。
- ⑪ 従って、陵戸が置かれている草壁陵は最初から例外的に原陵歴名に掲載されていたと考えられる。
- ⑫ 『延喜式』陵墓歴名には、垂仁陵は陵戸二烟・守戸三烟、安康陵は守戸三（九条家本では五）烟、とある。
- ⑬ 白石前掲論文。
- ⑭ 従って、毎年十二月に行われた恒例の陵墓祭祀である荷前の常格（諸陵寮（司）の管理するすべての陵墓に幣を献ずる儀式）の事実上の成立上限はこの元明朝ころで、通説のように欽明朝ころまで遡らせることはできない。
- ⑮ 岡野慶隆『奈良時代における氏墓の成立と実態』（『古代研究』一六、一九七九年）も同様の課題を扱っているが私見との相異も大きい。

⑬ 墓は大化薄葬令らしい有位者の葬地の呼称であり、一般庶民の埋葬の「取埋」「葬埋」に対する概念であった。墓誌の出土側からみても墓の語は「三位以上及別祖氏宗」の葬地に限られているわけではない。三位以上条の古記が「今行事濫作耳。」と語っているのも後述の「宮墓」についてのことである。

⑭ 『令集解』三位以上条の古記には「並得營宮墓、謂高下長広、皆従別式也。」とあって、大化薄葬令をうける埋葬施設の規定が式にあったことが知られる。

⑮ 『続日本紀』。同様の法令はこのうち延暦三年十二月十三日、大同元年閏六月八日などに出されている。

⑯ 坂本太郎「纂記と日本書紀」（『史学雑誌』五六―七、一九四六年）のち同『日本古代史の基礎的研究』文獻篇に再録。丸山二郎「纂記」考（同『日本古代史研究』大八洲出版、一九四八年）。坂本氏は丸山氏の批判をうけて修正を認められたが、修史のための史料収集を目的とするという自説については堅持された（同『六国史』吉川弘文館、一九七〇年）。

⑰ 多少類似した見出しは森浩一氏が提示されている（同「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地」『古代学研究』五七、一九七〇年）。なお、その宮墓の原則はすでに浄御原令の規定に存在したかもしれない（采女氏埜域碑の存在）。

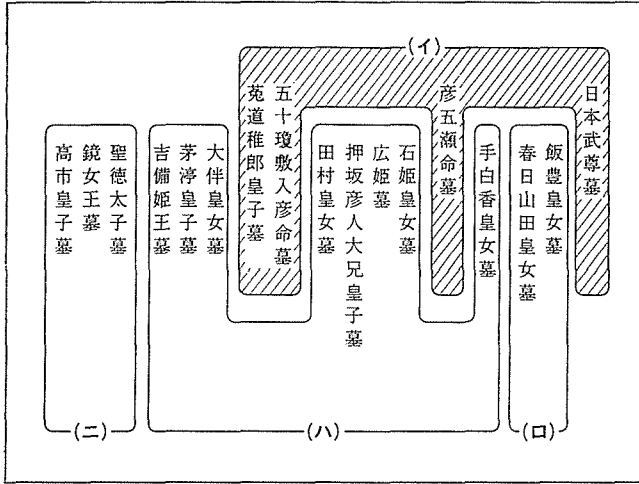
⑱ 青木和夫「厩役制の成立」（『史学雑誌』六七―三・四、一九五八年）。

### 第三章 律令国家陵墓制度の原像

律令制以前には陵の語は天皇のみならず皇族の葬地に対しても用いられるものであったようだが、一般氏族の葬地にはゆるされていなかった<sup>①</sup>。律令国家が先皇陵の公的守衛を第一目的として「帝紀」の山陵記事や皇族葬地に関する資料をもとに先皇陵歴名を作成したことは前章で述べたが、その目的からはずれた先皇陵以外の多くの皇族葬地に関する資料は、逆に無残にも切り捨てられることになってしまった。従って今日そうしたものについては、記紀にみえて式の歴名には掲載されていない陵墓の実例からうかがい知るしかない。それにしても古くはたいへん尊重された陵墓（例えば管陵や日葉酢媛陵など）がこの段階で切り捨てられてしまうことは、陵墓観の革命的な変化を前提にしなければ考えにくいことである。ここから、律令国家の陵墓制度が歴史的にみて非常に斬新なものであったこと、またその背景には被尊重陵墓の具体的交替に投影されている如き祖先観の大きな変化が存在したこと、が知られる。しかし失われた資料を云々してもしかたがないので、本章では墓歴名のD群のうち三立岡墓以前の部分（D-1群と呼ぶ）に吸収されている原史料をさぐることから、令前の陵墓の実像を多少なりとも明らかにするという方法をとる。

D-1群のあたりの分析も古く和田軍一氏が手がけていられるが、結局後阿陶墓以前の部分については、「此の部分に於ける式の所載順には一定の方式の存しないであらうと推定せざるを得ないのは自ら奇怪の感を深くするものである」とされた<sup>②</sup>。これを受けつつ戦後古代史の成果を視野に入れて墓歴名の分析を行われたのが新井喜久夫氏で、その研究はのち一つの定説的扱いをうけるようになっていく<sup>③</sup>。しかし私にはその分析方法にいくらかの問題点があるように思われる。

第一は、氏の『弘仁式』該当部分の決定根拠が（殊に墓歴名においては）多少あいまいであることである。私は先に異なる範囲を設定した。第二に、墓歴名前半の配列に規準がみられないことへの和田氏の不審に答えず、配列の考察を最初から放棄して統計的分析を採用された。しかし私は以下に詳論するように全くの不規則だとは考えない。第三に、氏が統計に用



D-1 群の区分

いた六つのカテゴリーは互いに重なり合う部分をもつ不完全なものであるから（例えば石姫を大后とみるか母とみるかなど）、どこに分類するかに恣意性が入る可能性がある。また統計的方法に付きものの例外に対する説明が不十分である。④ 第四は、歴名の成立時期を欽明〜推古朝ころにまで引き上げた結果、律令制的陵墓制度の確立という画期が過少評価されるようになってきていることである。以上の四点をみただけでも、新井説に十分な説得力を認めるわけにはゆかない。ここであらためて再検討を試みようとするゆえんである。

D-1 群には二つの大きな特徴があることをはじめに明確に意識しておきたい。一つは、配列規準が明瞭でなく一見すると全くの不規則だと思われるも仕方がない姿を呈している事実である。このことはもう一方の歴名 A 群と比べればますます明瞭である。特にその持統陵以前には、時野谷氏のいわれるように、歴代天皇陵のみを掲げるといふ「著しい厳密性」<sup>⑤</sup>がみられるからである。これが両歴名の成立時期のずれを示していることは後述する通りである。しかし二つ目として D-1 群の配列も完全な不規則ではない。かろうじて歴名編纂にあたって参看されたいくつかの原史料の残像を見出すことができると思うのである。

そこでこの第二の点を具体的に詳論しよう。私はその中に四つのグループを読みとることができると考える。上図の(イ)〜(ニ)である。分類の過程は次の通り。まず後述するような共通の特徴をもつ(イ)の四墓を取り除いてみる。するとたちまちこれまで漠然としていた D-1 群の

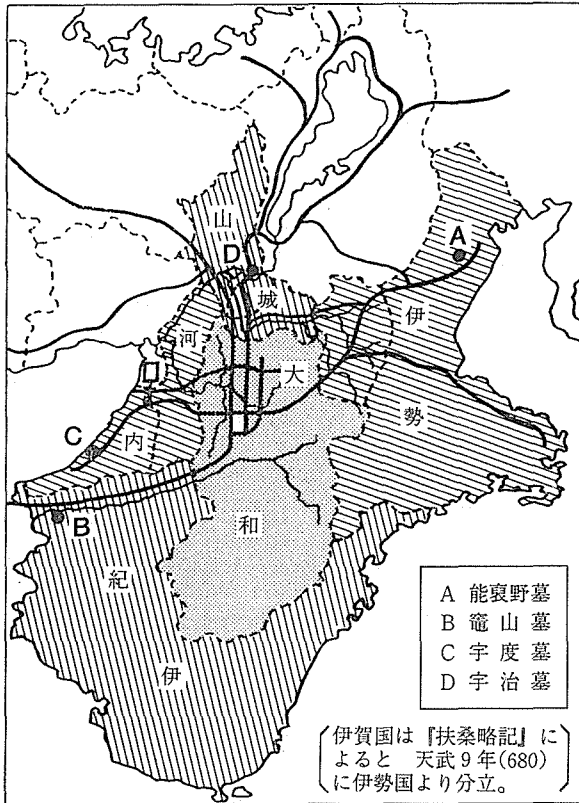
中にも規則性が見えてくる。春日山田皇女と手白香皇女の二墓の順序は年代的に逆転していてその間に区分が確認できるので、ここで切つて前二墓を(α)として除く。一方後ろの手白香皇女から吉備姫王までに、ある一定の規準(後述)をみたく人物群の墓(β)が現われる。残りを(γ)とする。

(イ)の四墓、これらがD-1群の配列をわからなくしていたのである。記紀の伝承をふまえると、その被葬者四人には次の四つの共通の性格が指摘できる。①皇族であること、②継体以前の皇統に属していること、③即位の天皇の兄弟であること、④軍人的または皇位の守護者的存在であること、である。特に②は、(α)の飯豊皇女とD-2群の磐之媛(両者とも積極的な掲載理由があることは後述する。)を除けば墓歴名中この四墓に固有の特徴であつて、血縁などの現実的関心からではなく、むしろ伝説的・守護者的信仰にもとづいて取り上げられているものと推察される。

この四皇子墓の存在は史料の上でどのように確認できるだろうか。『令集解』職員令諸陵司に引く古記所引の別記には、古記云。別記云。常陵守及墓守。并八十四戸。倭国卅七戸。川内国卅七戸。津国五戸。山代国五戸。免調脩也。公計帳文莫納。別爲計帳也。借陵守及墓守。并百五十戸。京二十五戸。倭国五十八戸。川内国五十七戸。山代国三戸。伊勢国三戸。紀伊国三戸。右件戸納公計帳文而記借陵守也。

とある。別記の成立下限は先述のように靈龜二年(七二六)四月甲子であつた。これに前掲の持統五年(六九二)冬十月詔の守衛戸数規定および『延喜式』歴名記載を考えあわせると、「津国五戸」は継体陵、「山代国五戸」は天智陵、「山代国三戸」は菟道稚郎子墓、「伊勢国三戸」は日本武尊墓、「紀伊国三戸」は彦五瀬命墓、といった推定ができることは青木和夫氏のいわれる通りである。ここで四皇子墓のうち三つまでの存在が確認できる。残る五十瓊敷入彦墓も「川内国五十七戸」のなかに含まれているのであろう。(和泉国は当時まだ川内国の一部であつた。)また『続日本紀』大宝二年(七〇二)八月癸卯条には、

癸卯。震三倭建命墓。遣使祭之。



四皇子墓の位置に関する地図

とある。大宝二年（七〇二）以降靈龜二年（七二六）以前の十四年間に他の三墓が加えられたという事情はとくには考え難いので、四皇子墓の存在はここまでさかのぼらせてよいであろう。

次にこの四墓の所在地——①伊勢国鈴鹿郡、②紀伊国名草郡、③和泉国（川内国）日根郡、④山城国宇治郡、——に注目すると二つの興味深い特徴が見出される。第一は、大和国に接して周りを囲む四方の国に一つずつ存在しているという点とである。しかも大和から四方へゆく道の上の交通の要衝、軍事的にも重要な地点に位置している。第二は、四墓が歴名

の中で「東南西北」の順序で記載されているということである。古代の四至記載の基本的な方式で、令前いらい存在するものである。（上図参照）

これと類似した特徴を有する事例が実はいくつか確認できる。一つは大化改新詔の畿内の範囲を確定した記事である。

大和国からの道を念頭においた四地点で畿内を定め、大和からみて東南西北の順で記している。二つめは「出雲国造神賀詞」である。その中には既に先学の指摘しているように、都（藤原京か飛鳥）を中心として四方に守神を配置することがみえる。これも規模は小さいけれども、宮

のある地を四方で囲み守るという点で共通するし、その守神をおく順序はやはり東南西北となっている。

このようにみてくると、四皇子墓が大和国を囲む四方の国に存在することは、これらの事例と共通の時代精神・世界観を背景にもっていると考えられる。仏教的な四天王護国の思想や壬申の乱での現実の戦闘経験に媒介されて、天武朝ころに四皇子墓が明確に意識化されるようになったものであろう。またその基層には、在来の「倭と四方国」といった地理観や、『記紀』の諸伝説にみられる複數皇太子（兄弟）による統治機能の分有といった権力観<sup>⑥</sup>が存在したものと推察される。ただしそれは、遠い過去の物語上の有功守護者によせられた信仰、畿内制の原初形態の投影以上のものではあるまい。

(イ)の部分についての私見は以上であるが、ではなぜこの四墓が歴名の中で連続して一括掲載されずに処々に挿入されているのかについては不明である。

(ロ)の二人は即位することを要請された女性たちである。『書紀』によると、飯豊皇女は清寧崩御ののち億計・弘計の二王が皇位を譲りあつて空位が続いたので、忍海角刺宮で臨朝秉政し忍海飯豊青尊と称したという。また一方の春日山田皇女は仁賢天皇の皇女、安閑天皇の皇后で、宣化崩後に皇子の欽明が自分は幼年浅識で政事に閑なしと辞したため、即位することを求められた。その葬地について『書紀』は安閑天皇や神前皇女と共に合葬されたことを伝えるが、『延喜式』では別々に立項されている。なおこの二人以外にも即位臨朝することを求められた女性に天智天皇の皇后、倭姫がいるのに掲げられていないのは、原史料の成立がその没年以前であったからか、またはその墓の所在地が不明であったからかのいずれかであろう。

(ハ)の部分の説明するには式文に一字の訂正を加えざるをえない。押坂内墓の被葬者注記「大伴皇女」を「大俣皇女」に改めるのである。その理由はのちに説明するとして、その結果(ハ)の八人は一つの意味を共有するようになる(系図参照)。つまり中大兄皇子の父母たる舒明天皇と皇極天皇との婚姻関係につながる皇統を継体天皇いらいたどった系図のうち、天皇を除いた人物のすべてである。しかもその墓の記載順序は、その系図からみて最も合理的な順であることがわかる。こ

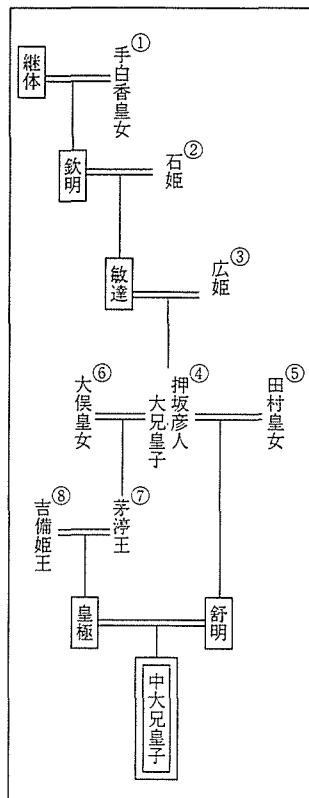
これらの墓は、結局記紀の原史料とは異なる、舒明・皇極両天皇の間に生まれた中大兄皇子の血統を正当化するという政治的意図をもった系譜的資料にもとづいていると考えられるようである。こうした解釈によれば、春日山田皇女と手白香皇女の墓の順序が年代的に逆転していることも説明できる。両者は別の規準で掲載されていたのである。また、記紀には手白香皇女墓が載せられていないのに式には存在し、橘仲姫墓が『書紀』に見えるのに式には存在しないなどの事情も納得のゆくものとなる。

ただしこの仮説を取るには「伴」の字を「俣」に改めるといふ危険な道を通らざるをえない。『延喜式』には、

押坂内墓大伴皇女。在大和國坂上郡押坂陵域内。無守戸。

と記されていて、この部分については諸本に異同はない。<sup>①</sup>にもかかわらず私がそう改めるのは次の四つの理由からである。

(1) 両文字の字体の類似や古代における両字の使用頻度の差を考慮すれば、転写の過程で「俣」のくずしが「伴」に転化することは十分にありうる。(2) この墓の掲載理由を和田氏は不明とし、新井氏は石前王女の墓とあわせて蘇我氏の力で載せられたとされる。しかし私は石前王女を別の群に属するものと考えた。加えていうなら私のいうD-1群では「○○皇女」とあり、一方H群では「○○王女」となっていて書式が一致しないことは新井氏の説明に対して否定的要因となる。そこで別群に属するとすれば、この大伴皇女という人物は文字通り解する限り歴名中で浮き上がった存在になってしまう。(3) また「伴」のままですれいとするれば、先に述べた系譜的性格をもった諸墓の必要十分性がくずれてしまつて、他の七墓の説明までつかなくなる。(4) さらに、この墓は押坂陵域内にあると注記されているが、それは歴名でいう舒明天皇の押坂内陵のことであろう。そこには田村皇女の押坂墓も存在する。舒明の父たる押坂彦人大兄じしんは大和国広瀬郡の成相墓に葬られたが、それは彼が独自の墓域(正確には陵域)を立てうる地位にあったからで、その妃(后)たる田村皇女とその所生子の舒明天皇の母子は同じ押坂の地に葬られる。私は、「伴」字を正しいとみて欽明天皇の皇女といった世代の人物が押坂の地に葬られていたなどと考えるよりは、異母ではあるが「子」の舒明天皇陵内に大俣皇女が葬られたと考えるほうが



からなる帝紀的もしくは系譜的な資料の存在が想定される。系譜とは元来政治的意図をもって作成されるものであるから、この資料は中大兄の皇統を正当化するために作られたものと私は考えるのである。ただしこれが墓歴名に加えられるのはずっと後のことで、古い資料を明確な意識をもたずに転載した結果、「俣」を「伴」と書き誤ることになったのだと思う。そう考える理由は次の三点である。①「皇女」といった用語が制度的に用いられるのは令制以降であること。②先述のように令制下では墓歴名は存在しなかった可能性が高いこと。③敏達天皇の皇后広姫の息長墓は近江国坂田郡にあり守戸三烟がおかれているというが、前掲の別記には近江国は立項されていないこと。即ち④の諸墓を一連のものとみなすならば、これらが諸陵寮(司)の管理に入るのは少なくとも別記の成立以降ということになるのである。

最後の⑤の三墓は、結論からいうと前章でみた「有功王墓」にあたるものであろう。有功王とは実質的には、皇太子執政の流れを引き、のちには皇族太政大臣と称すべき地位にいた人物を指していたのではないかと思われる。大友皇子は壬申の乱で戦死して廃されたし、高市皇子よりのちは敢てさけて知太政官事を任命するようになったから、この地位にいた代表的人物といえは聖徳太子と高市皇子だということになる。なお鏡女王は藤原鎌足の室だから特別扱いをうけてい

ずっと自然だと思いがいかなものであろうか。「子」という概念は古代では今日よりかなり広い意味に用いられていたことが指摘されているからである。

以上の四点から「大倣」と改めることが認められるとすれば、その原史料の成立時期は中大兄皇子の執政期であろう。先の系譜上のすべての人物名と葬地その他の注記



るとするのは隠当ではあるが、私は不比等の母の墓であるからだと考える可能性も捨てきれずにいる。不比等が生前太政大臣就任をすすめられ、死後養老四年（七二〇）に「太政大臣正一位」を贈られ、その墓が天平二年（七三〇）・天平勝宝七歳（七五五）とたびたび特別扱いされていることをふまえると、贈太政大臣の母としての扱いであったと考えるのも不自然ではないと思う。いずれにせよ注意しておきたいのは、公的守衛をゆるした有功王墓の列には、鎌足・不比等のような人物の墓ですらいまだ直接に編入することは許されていなかったということである。室にせよ母にせよその墓を特別扱いするという形で間接的に尊敬の意を示すしかなかったのである。それは有功王墓が、もとは陵と称されていたように皇族の有功者を対象とするといった伝統をもつ制度であったからであろう。

以上、私はD-1群の分析から令制以前の陵墓に関する多少の具体的情報を引き出してみた。しかしこうしたいくつかの原史料が存在するからといって(1)のところでもふれたが墓歴名が既に存在していたということにはならない。それが編纂され平安時代の新しい陵墓制度が確立するには次の八世紀後半から九世紀初めの画期を待たなければならない。

- ① 『日本書紀』皇極天皇元年是歳条など。新井前掲論文参照。
- ② 和田前掲第一論文 (4)第二章。
- ③ 新井前掲論文。
- ④ 例えば、宣化の皇后橘仲姫の墓が『日本書紀』に見えるのに式には載せられていないこと、継体以前の人物の墓がいくつか見られること、また蘇我氏執政期に二皇女が歴名に収められたというなら、この二人以外にも歴名に加えられてもよい蘇我系の女性がいるのになぜ二人に限られているのか、などの点への理由付けが必要であろう。
- ⑤ 時野谷前掲第一論文。
- ⑥ 日本古典文学大系『日本書紀』下、補注30—1—三。
- ⑦ 八木元『律令国家成立過程の研究』塙書房、一九六八年 第二編第三章 など参照。
- ⑧ 武田祐吉「解説」(日本古典文学大系『古事記 祝詞』岩波書店、一九五八年)。西宮一民「出雲国造神賀詞にみえる「飛鳥乃神奈備」について」(『皇学館大学紀要』一九、一九八一年)。
- ⑨ 本居宣長『古事記伝』二十六之卷。石井良助「東國と西國——上代および上世における——」(『法制史研究』一、一九五二年)。吉村武彦「任奉と貢納」(『日本の社会史』第四卷、一九八六年)。笠井昌昭「古代王権における三太子問題について」(『文化史学』四八、一九九二年)。
- ⑩ 天武への系図とも見れるが、(1)系図が政治的主張をもつものとすれば、天武朝以降の時期にわざわざ天武系皇統を強調する必要性は考えられないし、(2)天武朝以降になれば『書紀』の「系図一卷」またはその稿本が存在したのでそれとは別系統の資料を作る目的がわからない。

(3) 事実、その史料の内容は記紀にとり入れられていない。以上から私は中大兄皇子の系譜的資料だと判断している。

⑪ 九条家本でも既に「伴」となっている。

⑫ 義江明子「古系譜の「児」(子)をめぐって」(『日本歴史』四八四、一九八八年)。

⑬ 記紀で大侯王女について見えるのは、『古事記』下巻敏達天皇段の

日子人太子系譜の中でのわずか一ヶ所にすぎない。

⑭ 井上光貞「古代の皇太子」(同『日本古代國家の研究』岩波書店、一九六五年)。

⑮ 広義の母、即ち父の嫡妻。『尊卑分脈』によれば、不比等の生母は「車持國子君之女与志古娘」とするが所依は不明。

### 第四章 律令国家陵墓制度の変容

#### (一) 御墓制

八世紀後半になると一時的に「御墓」の制度というべきものが現出する。律令國家の陵墓制度が九世紀以降の平安時代の陵墓制度へと転換する際に重要な役割をになったものである。関係史料を掲げる。

① (天平宝字四年十二月) 戊辰。(七六〇) 又勅。太皇太后。皇太后御墓。自今以後。並稱山陵。其忌日者亦入國忌例。設齋如式。(七七一) ② 勅。先妣紀氏未追尊號。自今以後。宜奉稱皇太后。御墓者稱山陵。其忌日者亦入國忌例。設齋如式。

③ 勅。先帝丙辰年八月九日崩。施基皇子。天智天皇第三之皇子。白壁天皇即位之後連稱。御春日宮天皇。靈龜二年。山陵在大和國添上郡田原村。 皇太后己酉年九月十四日崩。和銅二年 右件御墓自今以後。稱山陵。

宝龜三年五月八日

④ 勅。先妣紀氏未稱尊號。自今以後。宜奉稱皇太后。御墓者稱山陵。

〔類聚三代格〕

宝龜三年九月十三日<sup>(七七七)</sup>

〔類聚三代格〕

⑤ (宝龜八年十二月) 乙巳。改葬井上内親王。其墳称御墓。置守家一烟。

〔統日本紀〕

⑥ (宝龜九年三月) 己巳。勅。淡路親王墓宜称山陵。其先妣当麻氏墓称御墓。宛隨近百姓一戸一守之。

〔統日本紀〕

⑦ (延暦十九年七月) 己未。詔曰。朕有所思。宜故皇太子早良親王追称崇道天皇。故廢皇后井上内親王追復称皇后。其墓並

称山陵。(中略) 壬戌。分淡路国津名郡戸二烟。以奉守崇道天皇陵。大和国宇智郡戸一烟奉守皇后陵。(後略)

〔類聚國史〕

史料固圀をみると、少なくとも宝龜年中ころには葬地の序列として、

山陵——御墓——墓——墳

という四段階が存在したことが知られる。即ち、御墓とは単に墓を丁寧と呼んだだけというのではなく、一つの制度である。史料固圀から、御墓と称されるとそれに応じて公的に守衛戸が設置されることがわかるが、その点ではかつての「有功王墓」の制と類似している。

御墓と呼ばれたもので史料の上で最初に確認できるのは、④にみえる太皇太后と皇太后、具体的には藤原宮子と光明子の葬地である。天平宝字四年(七六〇)十二月戊辰以前の一定期間に兩葬地は御墓と称されていたと考えられる。そもそも三后の葬地に関しては既に前掲の古記の段階で、即位天皇以外の一般の葬地と同様に単に「墓」と称すべきではあるが太子の葬地と共に公的守衛の対象にはなるといった見解が存在していた。皇后といえ、中国古代の觀念では天子と同体とされ尊卑を同じくするものである。漢代らしい皇后となれば異姓であるにもかかわらず同体である天子の宗廟をまつる役割をになう権利を獲得するのであって、それゆえ天子崩後には太后臨朝という事態も生じ得た。また日本でも先皇の嫡妻は崩後女帝として即位しようという觀念が伝統的に存在した。従って、そういった「皇后」(広くは三后)の葬地を即位天皇のそれとは区別しつつも特別扱いするのは自然なことなのだ。天平十年の古記の段階では光明皇后は存命中でいまだ

律令三后で没した人物はいなかった。ところが八世紀後半になると、そうした見解をふまえつつもさらにその葬地を「御墓」という新しい概念で把握するようになるのである。

御墓の実例をみると、天平宝字四年以前には太皇太后と皇太后の葬地が御墓とされており(四)、それ以降はこれらが陵に格上げされたため皇考と皇妣(五)・廃皇后(六)・廃帝の妣(七)といった后位や天皇号をいまだ追贈されていない者など、三后や天皇よりわずか一ランクおちる人物の葬地をいうようになっていく。また、御墓制の成立とまさに期を一にして八世紀後半以降「子以<sub>レ</sub>祖爲<sub>レ</sub>尊。祖以<sub>レ</sub>子亦貴。」といった祖先顕彰の理念がたびたび強調されるようになることは注目される。御墓制はこのように、三后に対する尊敬を基礎として、それに仲麻呂政権下で強調されてくる父母を等しく尊重する「孝」のニュアンスが付加されて生まれた制度であると考えられ、父母や身近な祖先——特に母系の祖——に対する「顕彰」の意識を基礎にもつものだといえよう。<sup>⑧</sup>

この制度の形跡は墓歴名の上に残存している。D-2群のはじめの二墓がそれである。御墓の列に加えられた経歴のある墓としては宮子・光明子・紀椽姫・井上内親王・当麻山背の五墓が史料の上から確認できる。また磐之媛の墓は光明立后に応じ既に伏線的に特別扱いをされるようになっていただろうから、これが御墓の初例と考えられ、計六墓が存在したと推定される。宮子から井上内親王までの四墓は順次に陵の列に移されていったので、その結果磐之媛と当麻山背の二つの御墓のみが御墓制の残存として歴名中に残されることになったといえる。

御墓制は歴史上ほんの一時期に現われたわくぐみにすぎない。先の史料(四)を最後として(四)ではもはや見られなくなっている。三后の葬地を陵とすることが定着し、後述するように九世紀初頭ころ旧来の墓概念が大きく変化し御墓の概念がそこに止揚されたためである。そして御墓制こそこの新しい概念を導出するという歴史的に重要な役割をはたしたものにほかならない。

## (二) 外祖父母墓制と墓歴名の編纂

九世紀になると、天皇即位に應じてその外祖父母に対してそれぞれ贈太政大臣正一位・贈正一位をおくり、葬地を自動的に墓歴名に加え公的守衛を行うというシステムが確立する。これを「外祖父母墓制」と呼ぶ。墓歴名を見ると、D1・2群では先の二つの御墓に続いて桓武・平城両天皇の外祖父母にあたる人物の墓が掲載されている。またE・F群に掲げられた墓の大部分は外祖父母の墓であり、各々が特別扱いされた事情も国史の上に見られる。九世紀の「墓」歴名に加えられた墓はこのように八世紀の令制の墓概念とは全く異質なものである。

ところがその始めをなす牧野・大野二墓には以降のものとは違った特殊性がみられ、それがこの外祖父母墓制の成立事情を示してくれている。特殊性とは次の三点である。(1)桓武天皇の外祖父母の墓ではあるが、桓武即位に應じてすぐに追尊され特殊扱いをうけたのではないこと。(2)歴名で一般的な「○○天皇外祖父(母)」といった書式の注記とは違ってこの二墓のみは「太皇太后之先○○氏」と記されていること。(3)和乙継はのちの外祖父一般のように「贈太政大臣正一位」とはされていないこと。さて、和乙継と大枝真妹が先述の「子以<sub>レ</sub>祖爲<sub>レ</sub>尊。祖以<sub>レ</sub>子亦貴。」という理念をもちだして「贈正一位」に追尊されたのは、高野新笠の没した翌年の延暦九年(八九〇)の年終(荷前儀式と関係があるのだろう)のことである。皇太夫人であった新笠に皇太后が贈られ陵に葬された年だ。一方、その二墓はのちの歴名で外祖父母の墓としていうよりむしろ「太皇太后之先」即ち新笠の父母の墓として扱われているのである。高野新笠は、没するとほぼ同時にその葬地が直接陵と称された最初の天皇嫡妻といえる。紀椽姫以前の皇太后・太皇太后のそれはみな一度は御墓とされてからのち陵の列に移されてきた。ここに皇太后・太皇太后尊重の意識は頂点に達したのである。以上のことからすると、先の二墓が特別扱いをうけるようになるのもこの延暦九年、正一位が贈られた時点のことだと考えてよからう。新笠が皇太后として陵に葬られるに應じて、その皇太后の父母をも「子以<sub>レ</sub>祖……」の理念にもとづいて尊び、さらにその葬地をかつ

ての御墓のわくに加えることになったと考えられるわけである。男系直系主義・律令官僚制の理念とはいささか排反する孝思想<sup>④</sup>の浸透により、天皇の皇太后・太皇太后といった女系の祖(国母)の葬地に対する崇敬が強まって御墓制が現出したのだけでも、それが強調されすぎると、(1)それらの葬地が陵へ格上げされ御墓制の内実が空洞化する、(2)その父母即ち外祖父母の葬地をもさかのぼって尊重しようとする意識が強まる、という二つの傾向が生じる。この二つが結合することで九世紀の新しい外祖父母墓制が誕生したと私は考えるのである。先の二つの墓はこうした御墓制から外祖父母墓制への過渡期をみごとに写し出している。

さて、このような陵墓制度の変革期をへたのち生み出されたのが『弘仁式』の陵墓歴名であった。陵歴名は、第二章で述べた律令制下の先皇陵の公的守衛のために作られた原歴名に本章で見た御墓から格上げされた陵を『弘仁式』編纂段階で挿入したものである。一方、墓歴名なるものは令制のもとでは生まれえないことは既にふれた。では第三章で見た雑多な資料をまとめて墓歴名の原形が編纂されたのはいつかといえ、それは桓武朝においてであろう。その理由は次の二つである。(1)平安時代陵墓制度における墓の概念は御墓制の中から生まれたものであり、その公的管理が歴名作成の契機となったと考えられるから、御墓のリストが墓歴名の原形でありこの墓概念の転換期こそがふさわしい。(2)先述のように中大兄関係諸墓(6)が別記の史料の中に含まれていないとなれば、それ以降でそれらが注目される時期といえ、桓武朝のことだと考えるのが妥当である。皇統が天武系から天智系へと移り皇統意識が強まったこと、渡来系氏族の思想的影響を強く受けた桓武天皇が中国的な宗廟観念をもって祖先崇敬の意識を高めたこと、光仁即位に際して志貴皇子は天皇号を追贈され田原に陵が設置されたが、その延長で皇統をさらに天智から継体までつなぐ系譜的資料が再注目をうけ、墓歴名作成に利用されるという事情は十分に想定しうること、などからそう考えられる。この原墓歴名に平城天皇外祖父母の二墓を書き足して全体に多少の手を加えたものが『弘仁式』の墓歴名である。

なおここで付記しておきたいのは、この平城天皇の外祖父母から、外祖父母の葬地を墓歴名に加える際に各人を贈太政

大臣正一位・贈正一位とするという原則が確立したということである。八世紀にも臣下で太政大臣を贈られた人物はいたがその葬地は公的に守衛されたわけではない。有功王墓はあくまで皇族・太政大臣に限られていたのであり、贈官贈位と葬地管理とは直結していなかった。また外祖父母を尊ぶ觀念も存在はしたが、それへの贈位も葬地の問題とは無関係であった。<sup>①</sup> 外祖父母への如上の贈官贈位（特に太政大臣を贈ること）の制が生じた背景には、御墓制を介して延暦九年から公的管理の対象となった外祖父母の墓が皇族太政大臣の葬地たる有功王墓と同列に墓歴名に収められた結果として、両者の觀念が融合した、という事情が存したと考えられる。

① 『六国史索引』が「ゴボ」と読んで立項しているくらいで、最近の新日本古典文学大系『続日本紀』四でも閑説されていない。

② 史料①の相互関係は複雑であるが、私は①が紀藤原の葬地を御墓から山陵に格上げしたオリジナルの史料だと考える。式の如き役割をはたしていた①にもとづいて、皇太后追贈に応ずる処置を行ったものであろう。注目すべきは①も②も同じく十二月のことだという点である。山陵の列にその葬地が加えられることにより十二月の荷前に関係するようになったためだと考えられるので、逆にこの時期にはまだ御墓に対する荷前は未成立であった可能性が高い。①は②の処置を固忌の前日にあらためて確認したものと見える。なお、①の「右件御墓自今以後、称山陵。」の部分は、先帝崩日の割注部に「靈龜二年」につづいて葬地に関する注記が付随することの対応関係を考えれば、皇太后崩日の割注「和銅二年」につづいて①にもとづいて付された注記であったのが本来の姿だと推察される。『弘仁誓』または『類聚三代格』の編者が宝龜三年五月八日勅のうちの一部分だけをピックアップして当日の勅としたためこのような勅文の姿になったのだと思う。この推定が正しいなら史料に現われた御墓の被葬者はすべて女性であるという興味深いことがらが見えてくる。

③ 天平十年ころの古記では三后の葬地は単に墓と称すべきとしているのでそれ以降である。宮子没に関する『続日本紀』の記事には一部に編纂時の手が加えられているが、それをさしひいてもその葬がかなり勢大に行われ盡まで贈られているのは注目すべきで、山陵に準ずる扱いをうけたようである。従って宮子の没した天平勝宝六年（七五四）が御墓制の出発点ではないかとも考えられる。

④ 西嶋定生「皇帝支配の成立」、『岩波講座世界歴史』四、岩波書店、一九七〇年。

⑤ 谷口やすよ「漢代の皇后権」、『史学雑誌』八七―一一、一九七八年、同「漢代の「太后」臨朝」、『歴史評論』三五九、一九八〇年。

⑥ 岸俊男「光明立后の史的意義」〔同「日本古代政治史研究」一九六六年、塙書房〕など参照。

⑦ 『続日本紀』天平宝字四年八月甲子条が最初。このような理念は重要な画期をなす延暦九年十二月一日の桓武天皇外祖父母への贈位追尊の時およびそれ以降、葬地の格上げの際に語られるようになる。

⑧ 「子以祖爲尊、祖以子亦貴」の典拠は不明。新日本古典文学大系の注釈は類似したものとして『春秋公羊伝』隠公元年正月条「母貴則子何以貴。子以母貴。母以子貴」という文章の存在を指摘している。孝

と父母顕彰との関係については『孝経』開宗明義章の「身體髮膚。受之父母。弗敢毀傷。孝之始也。立身行迺。揚名於後世。以顯父母。孝之終也。」参照。孝謙朝の孝思想については、笠井昌昭『純日本紀』にあらわれた孝の宣揚について、『文化学年報』三三、一九八四年。

⑩ これより前、光仁の妣紀線姫の父母については、父紀諸人が贈太政大臣正一位がおくられているものその葬地は墓歴名に収められていない。また孝謙女帝の外祖父母（藤原不比等・泉大養三千代）の葬地も掲載されていない。

## 第五章 平安時代陵墓制度の確立

先の大きな転換期の中で律令国家陵墓制度に生じたさまざまな変化は、ひとまず『弘仁式』陵墓歴名として結実した。本章ではそののちの陵墓制度の変容過程を、いままでと同じく陵墓歴名をたよりにさぐってみたい。

### (一) 藤原氏先祖墓の再興

以下しばらく『貞観式』編纂部分と考えておいたB・E群の分析を手がかりに考察を進める。まずそのE群の中に多武峯墓や後阿施墓といった奈良時代以前の人物の墓を含めておいたことについて説明しておく必要がある。これらが式に収められた時期をそこまで下げる私の考えは多少通説に反するかもしれないからである。<sup>①</sup>しかし私はこれらを天安から貞観初年ころ特に尊重されるようになり、そののち『貞観式』にも収められたものと考えている。

まず第一に奈良時代にまでさかのぼらせえない理由は次の通りである。(1)この二墓が既に八世紀にも実在したのはまちがいなく、太政大臣不比等の墓に至っては臨時の祭祀・奉幣の対象にまでなったことがある。<sup>②</sup>しかしそれでも先述のように令制の墓は各氏族の私的管理にまかされるもので公的守衛を第一目的とした当時の歴名には加えられないべくもない。(2)

⑩ 目崎徳衛「宮廷文化の成立」(同『王朝のみやび』吉川弘文館、一九七八年 所収)。

⑪ 林陸朗「桓武天皇の政治思想」(山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、一九八一年 所収)。

⑫ 先にふれた「子以祖……」の初見記事では、孝謙女帝の外祖父母と、いうことで不比等を淡海公に封じ三千代に正一位大夫人を贈ることがみえるがその時その葬地を管理するにいたったわけではないことは先述の通り。



式の「後阿施墓」という名称はD群の藤原良繼の「阿施墓」を前提とするものであるから、それが平城天皇外祖父の墓として歴名掲載条件を得た大同元年(八〇六)よりさらに下る時期に式に加えられたと考えられる。一歩ゆずって歴名の記載順序が必ずしも歴名掲載順序と一致しないにしても、「後〇〇墓(陵)」という名称の付け方を奈良時代にまでさかのぼらせることはできないようである。奈良時代には臨接した葬地を区別するのに「河内磯長中尾陵」と「河内磯長原陵」だとか「奈保山東陵」と「奈保山西陵」、あるいはまとめて「大内東西」というように、より詳しい限定語をあいだに挿入する、という方式をとっている。延暦十二年(七九三)三月廿五日条(『日本紀略』)に「後田原陵」とあるのが史料上の初見で、歴名では陵の「後山科陵」(藤原順子)、墓の「後阿施墓」が最初であるように、この方式が一般に普及するのは九世紀中ころ以降のことであろう。(3)歴名では二墓が並記されており掲載時期はほぼ同時とみてよいので(2)の推定は多武岑墓にも応用してよい。

次は平安時代でも天安から貞観初年と限定する根拠である。(1)多武岑墓に付された内閣文庫本系統の写本にみられる注記には、

国史並貞観式云大織冠墓云々。今文已違。式誤也。

とあって『貞観式』では不比等でなく鎌足の墓として扱われていたことが知られるが、ここで注意したいのは、「貞観式云」とはあるが『弘仁式』についてはふれるところがないことである。両式は相互に並用されていたので弘仁歴名に既に存在すれば重複をさけて貞観歴名に加えるはずがない。従って、多武岑墓は『貞観式』で初めて式に収められた可能性が高い。(2)また、天安から貞観初年の史料の上に藤原氏の祖先の墓を再興しようという動きが具体的に確認できる。まず天安二年(八五八)の十陵四墓の詔の上に突如鎌足の多武岑墓が出てくる。近年の外祖父でもない遠い過去の藤原氏の祖先墓が国家行事の荷前別貢幣まで受ける存在として突然クローズアップされたことは重視してもしすぎることはない事件である<sup>⑤</sup>。これを受けて墓の実際の整備も開始された。

(貞觀五年二月) 七日庚子。(中略) 下知大和国。禁藤原氏先祖贈太政大臣多武岑墓四履之内。部内百姓伐樹放牧。

(貞觀七年五月) 廿六日丙午。勅。近土賢墓。修行年久。居住多武岑墓辺等。宜令大和国。以正稅稱。日給米一升二合。

充其供新。兼令賢墓。學沙弥等。檢彼墓四至之内。

〔三代実録〕

また『多武岑略記』<sup>⑤</sup>に引く「要記」はこれと同様の賢墓による多武岑の中興の事情をさらに詳細に伝えている。そのような「藤原氏先祖」に対する意識の高揚の延長として、続いて武智麻呂墓の整備も行われたようである。

(貞觀八年十月) 廿三日甲午。贈太政大臣墓在大和国宇智郡阿随郷。詔置守冢僮丁十二人。

〔三代実録〕

これは古く喜田貞吉氏が指摘しているように武智麻呂墓と解すべきであろう。清和天皇の治世に平城・嵯峨両天皇の外祖父良繼の墓をあらためて注目する積極的な理由はみとめがたいし、もしそうなら対をなす外祖母の村国墓についても何らかの史実が残されていてもよさそうである。

ただし、なぜ特に武智麻呂の墓がここに掲げられたのかについては説明しておく必要がある。この時期ならば北家にとっての直接の先祖である贈太政大臣房前の墓こそが注目されてしかるべきだからである。しかしそれにもかかわらず取り上げられなかったことにこそ、当時の事情——八世紀半から九世紀前半の氏族原理の変容にともない私的管理にまかされていた律令制的氏族墓が衰退・荒廃した事実——<sup>⑥</sup>がそのまま投影されていると私は考える。武智麻呂の墓所は、その地に古く樂山寺が建てられていたことや良繼の墓も同所に設置されていたことなど<sup>⑦</sup>によって偶然的にその所在地が記憶されていた一例にすぎない。多武岑墓も同様の事情でかろうじて認知されたのであるが、それすらも「要記」が正直に伝えているように「堂塔独存。香華鎮怠。无講經修營之人。爲樵牧葬埋之地。朝家不知之。国司无制之。」といった様相を呈していたようである。多武岑墓の被葬者について古くから鎌足か不比等かで議論があるのも、また四墓の一つとされてからその整備が追って行われたのもそのためであろう。(じじつ奈良時代の他の氏族墓に関する史実はほとんど残されていない。) 以上のような令制氏族墓の衰退という状況に対して藤原氏の先祖の墓を再興しようという流れのもと、多武岑墓と後阿随

墓とは匿名掲載の条件を獲得したと考えられるのである。では藤原氏先祖墓再興の契機となった十陵四墓の制度を生み出した主体はだれかというそれは藤原良房であろう。鎌足墓が四墓に掲げられたのは、彼が実質上の人臣初の太政大臣に就任した翌年、幼帝清和のそばで政務を統轄しはじめた年のことである。彼の太政大臣就任と無関係だとは考えられない。天皇家にならぶ太政大臣家の祖として、天智天皇に対応する藤原鎌足の墓があらためてクローズアップされたわけである。

## （二） 貞観匿名にみえる十陵四墓制の影響

以上をふまえてB・E群の内部の配列についての考察を行う。B群に関して和田氏は、C群の諸陵も含めて「山陵存置順」になっている、即ち山陵設置ごとに書き足していったとされる。<sup>⑩</sup>しかし詳細にみれば、存置順なら藤原旅子・高志内親王・平城天皇・淳和天皇・嵯峨天皇・仁明天皇・橘嘉智子・文徳天皇・藤原順子の陵の順になるべきであるから、これと現歴名の順序との相違を具体的に説明しない限り、存置順説はうけいれることのできないものである。相違は二点に要約できると思う。(1)嵯峨・淳和両天皇陵が掲載されていないこと、(2)仁明・嘉智子の母子はあまりにもたてつづけに没したため当時その象徴的意味がとりざたされたほど関係が深いのに、匿名ではセットで載せられることなく二十六年も前に没した平城天皇の陵が間に入っていること、である。

まず(1)についてだが、従来は両天皇が薄葬を希望したためだと説明されてきた。<sup>⑪</sup>それはそれでよいが、では「不営山陵」の遺言を残した嘉智子の陵はなぜ匿名に存するのかを説明する必要があるし、また即位・立太子の告文使など皇統にかかわる山陵遣使の際には直系祖先及び先帝の陵として嵯峨・淳和の陵が史料の上に登場する事実<sup>⑫</sup>をどう解するのかという疑問が残る。淳和陵は清和朝以降になると直系祖先からはずれるため史料に見えなくなるが、嵯峨天皇の陵は貞観以降にもたびたび現われるのである。従って、このように系譜上重要な位置を占める嵯峨天皇の陵を掲載しない匿名B群じたいも特殊な、または特定の性格を有するものと規定すべきであって、この点は安易に軽視してはならない。

実はこれと非常に類似した性格を持つのが、先にもふれた別賞幣を献すべき近陵近墓の定数を定めた十陵四墓の詔である。

(天安二年十二月) 九日丙申。詔定十陵四墓可<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>年終荷前之幣。天智天皇山階山陵在<sub>三</sub>山城国宇治郡。春日宮御宇天皇田原山

陵在<sub>三</sub>大和国添上郡。天宗高<sub>光仁</sub>天皇后田原山陵在<sub>三</sub>大和国添上郡。贈大皇太后高野氏大枝山陵在<sub>三</sub>山城国乙訓郡。桓武天皇柏原山陵

在<sub>三</sub>山城国紀伊郡。贈大皇太后藤原氏長岡山陵在<sub>三</sub>山城国乙訓郡。崇道天皇八嶋山陵在<sub>三</sub>大和国添上郡。先太上天皇楊梅山陵在<sub>三</sub>大和

国添上郡。仁明天皇深草山陵在<sub>三</sub>山城国紀伊郡。文德天皇田邑山陵在<sub>三</sub>山城国葛野郡。贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峯墓在<sub>三</sub>

大和国十市郡。後贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣宇治墓在<sub>三</sub>山城国宇治郡。尚侍贈正一位藤原朝臣美都子次宇治墓在<sub>三</sub>山城国宇治郡。

贈正一位源朝臣潔姫愛宕墓在<sub>三</sub>山城国愛宕郡。〔三代実録〕

嵯峨・淳和の陵を含めない点で歴名と共通し、両者をさしおいて直接の血縁祖先でもない平城天皇や崇道天皇の陵を近陵とする特殊性はきわだっている。特に《平城・仁明・文徳》という天安当時から相対的に近い年代の三近陵を一括する組合せに注目すると、それと同じセットが歴名B群にも見られることに気づく。B群にはこの天安二年詔の影響があるのではないか、既に『弘仁式』歴名中に掲載済みの十陵のうちの前七陵を除いた残る三陵をまとめてB群後半に転載したのではないかと考えられてくる。そこでもう一方の墓歴名E群をみる。先述した大岡墓を除くと、ここでもやはり天安の四墓のうち三墓までが一括してその後半に置かれていることが知られるのである。(ただしここは設置順とも見ることはできる。)

こう考えると先の疑問②も納得のゆくものになるし、①についても次のように説明できる。皇統上は尊重されていた嵯峨天皇陵(仁明朝には淳和陵も)が歴名にみられないのは、元来すべての「先皇陵」の守衛管理・祭祀を本旨としていた歴名が十陵四墓詔の規制をうけていることに示されているように荷前別賞幣の台帳へとその性格を移してきているためである。また橘嘉智子陵の掲載については、歴名は天安二年詔とちがって網羅性が可能な限り要求されるのでE群には仁明天皇外祖父母も掲載されるわけだが、既に述べたように外祖父母の墓を歴名に加えることの正当化は皇太后(太皇太后)によ

りなされているのであるから、媒介となる嘉智子陵が歴名に載せられることは必要条件であったのだと説明できる。

以上をまとめると、『貞観式』歴名の編纂には天安二年の十陵四墓詔が参看されており、歴名が荷前別貢幣の台帳性格をもつものへと変容してゆくさまが写し出されている。多武岑墓は四墓の一つではあるが奈良時代以前の古いものであるから後阿施墓とともに貞観歴名の最初に置いたのだが、基本的には十陵四墓のうち弘仁歴名に載せられていなかったものについては「天安二年設置の近陵墓」と認識されまとめ一括転載された。これは歴名に近陵・近墓の注記を加えるのに簡便であるからということだろう。それが歴名を規制しているところに陵墓制度における荷前別貢幣制度の比重の増大がうかがわれる。

なお、ここで伊予親王の巨幡墓が歴名掲載条件を獲得した年について補足しておきたい。これが二組の外祖父母の墓の間に位置を占めている積極的な理由は見当らないので、両組が掲載資格を得た弘仁十四年(八二三)五月以降天長十年(八三三)以前の期間にその条件を得たと考えざるをえない。その間伊予親王が歴史の上で問題にされたのは一度だけ、弘仁十四年七月二十五日である。『日本紀略』に、

廿五 故三品中務卿伊予親王。故從三位夫人藤原朝臣吉子。復本位。帳内資人亦依レ法行<sub>レ</sub>之。

とある。この前後には祈雨のための奉幣記事が集中しているので、干害を祟りとみなし伊予親王の葬地を墓の列に加えたのではないかと考えられる。興味深いことは、本来二人でセットである伊予親王と藤原吉子の墓の扱いに大きな差異があったという事実である。両墓の歴名に占める位置は大きくはなれ、掲載資格取得に四十年ものずれがあると考えられるのである。これについては次の『日本紀略』の史料が参考になる。

廿七 乙丑。度<sub>二</sub>百卅人。奉<sub>二</sub>為崇道天皇<sub>一</sub>二百人。爲<sub>二</sub>伊予親王<sub>一</sub>十人。夫人藤原氏廿人。

大同五年(八一〇)七月の嵯峨天皇不予に際し祟りを恐れて僧を得度させた記事である。この史料には、(1)得度人数では伊予親王より吉子の方が多、(2)内分けの順序では吉子より伊予親王が先で、用語でも「奉為・為・(ナシ)」という明確な

ランク付けがある、という特徴が読みとれる。これは、崇りの威力では吉子の方が強力であったが彼女が皇后でもない非皇族であったことが順序を規制しているという事実を示している。当時のこのような通念からすれば、いくら崇りの威力が強くとも伝統的に皇族と皇太后を介しての外祖父母までを対象としてきた墓歴名に吉子の墓地を加えることには抵抗をおぼえたことは理解しうるものである。その制約を超えるには四十年後の貞観五年の御霊会を待たなければならなかった。これまで注目してきた貞観初年という時期は、その意味でも陵墓制度の一つの大きな転換期であったといえる。

### (三) 律令国家陵墓制度の終焉

残るC・F群の分析を行う。F群は実はさらに二つに分割される。表2のF-1群とF-2群とにである。(1)前者では「守戸」の語が使われ、後者では「墓戸」の語が用いられるようになること、(2)前者は仁明から陽成に至る皇統にかかわる諸墓で、後者では転じて仁明から光孝——宇多——醍醐天皇とつながる皇統の外祖父母の墓が登場すること、からそう区分した。

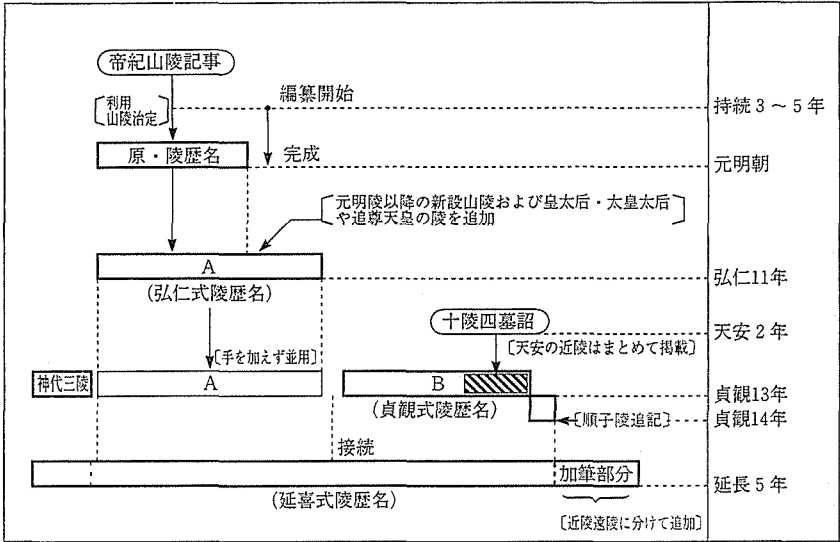
F-1群には、『貞観式』完成の翌年没した清和天皇外祖父の藤原良房、続いて陽成外祖母藤原乙春の墓(外祖父藤原良の墓は欠如<sup>⑧</sup>)が記されている。貞観十四年(八七二)および元慶元年(八七七)の二度の十陵五墓の設定で各々新たに五墓に入ったものを、元慶八年(八八四)以前の段階で(実際は元慶元年以前)貞観墓歴名の末尾余白に順次書き加えていった部分だろう。先にふれた陵歴名B群末に加筆された後山科陵も一回目の十陵五墓で新たに近陵とされたもので兆域記載を欠くなど貞観歴名部分と異質である点でも同じであるから、F-1群に対応する加筆だと位置付けられよう。この段階になると先の傾向はさらに強まり荷前別貢幣対象陵墓の改変に全くふりまわされて歴名への加筆がなされていることが注目される。なお良房の後愛宕墓の扱いについてもふれておこう。実質的には既出の源潔姫の墓に対応する清和天皇外祖父の墓として掲げられているにもかかわらず、注記には「太政大臣贈正一位美濃公藤原朝臣」とあって外祖父の注記をもたない

ことは興味深い。七世紀以来の有功王墓（陵）の觀念——太政大臣の葬地は公的に守衛されるという意識——が形をかえつつも現に生きていることが確認できるからである。贈位ではない太政大臣良房にとっては外祖父といった皇太后を介した二次的正当化は不要で太政大臣というだけで墓歴名に入るりっぱな資格だと考えられている。このように平安時代の太政大臣の中には少なからずかつての実権ある皇族太政大臣のイメージが生きていたのである。

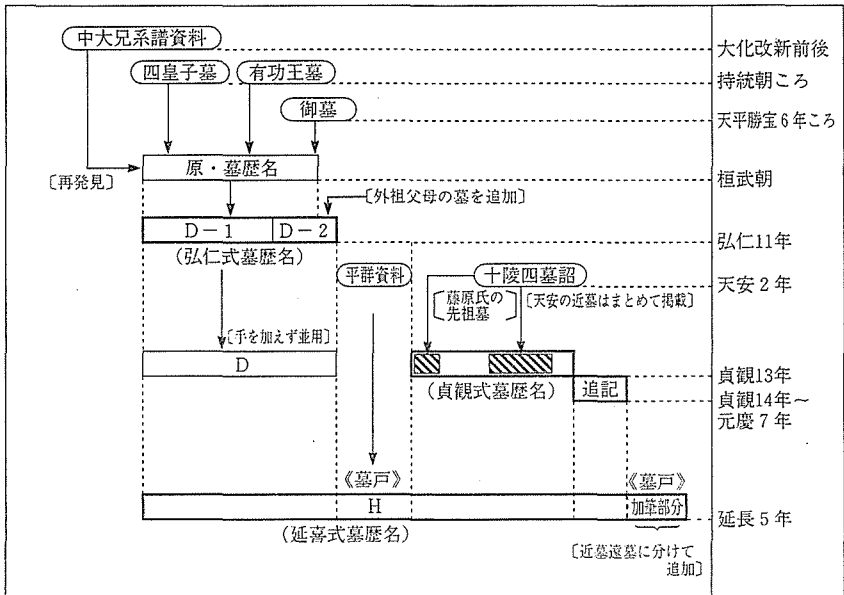
残るC群とF-2群は互いに対応しており『延喜式』編纂時に全く新たに書き足された部分である。配列では、前半に近陵墓、後半に遠陵墓をまとめて記し荷前の近遠を規準に配列されている。<sup>②</sup>宇多天皇の外祖父父母の墓が光孝天皇のそれより前に位置しているのは、F-2群中で唯一の親王としてきわだつ桓武天皇皇子の仲野親王を尊んでのことであろう。

太政大臣墓という觀念はこの時期にも生きている。外祖父でもない基経の墓が掲載されるのは彼が太政大臣であったからだ。また光孝外祖父母の墓の順が外祖母・外祖父となっているのは、総継に太政大臣が贈られる時期が贈正一位より少しおくれたのを式編者が見落したためらしい。「贈正一位藤原朝臣総継」とのみ注記されている。彼の墓は本来有すべき「贈太政大臣正一位」という条件をみたさぬ一ランク劣つたものとして扱われ、その結果順序が逆転されたのだと解される。たとえ贈位であっても太政大臣という条件は重要であった。

かつての有功王墓のわくぐみは、以上みてきたように実質的には皇族ならぬ人臣の太政大臣の墓を意味するのが一般的となった。その中で生まれたのが、「墓戸」そして「有功臣」という用語である。「墓戸」の語は元慶八年以降おそらくは『延喜式』編纂段階での造語だと考えられる。その理由は次の二点。(1) 歴名ではF-2群にのみ、即ち元慶八年以降設置の墓にのみ用いられるもので(且郡の事情は既述)、これは同じく元慶八年以降の陵のみからなるC群において再び陵戸の語が復活するのと対応する現象であること、(2) 陵戸とは本来れっきとした令制用語で養老令以降には五色の賤の一つとして位置付けられる概念で、一般の戸をあてる守戸と対をなすものだから、令制下では墓戸などという概念は生じえないこと、である。『延喜式』には次のような式文がみえる。



延喜式陵歴名の成立過程



延喜式墓歴名の成立過程



凡山陵者。置陵戸五烟令守之。有功臣墓者。置墓戸三烟。其非陵墓戸。差點令守者。先取近陵墓戸充之。

これは先の持統五年詔をもとにした式文に、『延喜式』段階でさらに修正を加えて作文したものである。この修正には、律令國家の陵墓制度が平安時代のそれへと変容した際に生まれたさまざまな変化が巧妙にとりこまれている。実態に則して「先皇陵」が「山陵」に、「自餘王等有功」が「有功臣墓」に改められ、陵戸と同じ賤戸を広く墓の方にも設置しうるように陵戸——墓戸という全く新しい対概念を創造しようとしていることがわかる。旧来の律令國家陵墓制度のわくぐみを利用しつつも、九世紀に生じたさまざまな本質的な変化をみごとにくみとり法制化したのがこの式文であるということでは、これまで述べ来たったところからも多言を要すまい。ここに名実ともに律令國家の陵墓制度は終焉するのである。

① 和田、新井氏は、これらが『弘仁式』歴名に既に存在したと考えられている。

② 『純日本紀』天平二年九月丙子、天平勝宝七歳十月丙午条。

③ 以上『延喜式』陵墓歴名。

④ 『純日本紀』天平勝宝七歳十月丙午条。

⑤ 十陵四墓制の史的意義については別に詳論する予定である。墓が陵よりも尊重される制度だという意味で従来の制度の根幹を解体する性格をもつものである。

⑥ 『群書類従』第二十四輯所収。

⑦ 喜田貞吉「柴山寺の創設と武智麿墳墓に関する疑問」（『歴史地理』二八—二九、一九一六年）。佐伯有義校訂本や『増補国史大系』本は藤原良継の墓とみる。

⑧ 著名な記事であるが、『純日本後紀』承和十年四月二十一日条によると、世人の相伝に従って神功皇后陵と成務天皇陵の南北の位置を誤認していたことが朝廷の図帳を捜検することで明らかになったというのである。このころには陵でずらそうしたあたりまでであったから、まして公的守衛の対象外である氏族墓の状況は想像に難くない。

⑨ 良継の墓と武智麻呂の墓は共に「東西十五町。南北十五町」という広大な兆域を占めているから同じ場所——柴山寺の寺地——をさしていると思われる。式家の良継の墓が当地に存在するのは、反仲麻呂勢力の中心であった良継がその没落のち阿隋の地を自らのものとして

さすかり、自分こそ贈太政大臣武智麻呂の正当な後継者であるという意識を秘かにもっていたからではないだろうか。（『純日本紀』宝龜八年九月十八日条の彼の薨伝参照。）

⑩ 彼の政策は藤原仲麻呂がかつて行おうとしたことをまねている点が多い。貞観二年、従来の孔伝・鄭注の『孝経』を廃し唐の玄宗の『御注孝経』を使用すべきとして、あらためて孝思想の高揚を行っている。この詔が幼い清和天皇の意志によるものでないことはいまでもない。祖先顕彰の精神をうたい鎌足・武智麻呂を尊重した点も同じである。

⑪ 和田前掲第一論文（中）第二章。

⑫ 『文徳実録』嘉祥三年五月五日条の民間の詭言。

⑬ 和田前掲第一論文（I）第一章など。

⑭ 承和九年七月廿四日、嘉祥三年三月廿七日、同十月五日、十一月三十日、斉衡元年十二月三日、貞観七年二月十七日など。

⑮ 九世紀の陵墓関係史料を通覧すると、即位など皇統にかかわる奉告使では天皇歴代の先帝および直系祖先を対象とするのに対し、献信物や荷前奉幣といった奉幣使では歴代の意識は相対的に低下して崇りの強さなどほかの選択要因が入っている。ここでの特殊な共通性は後者の特徴の影響を示している。

⑯ 天安二年の十陵四墓制の主尊者良房にとって、その晩年にも『貞観式』の墓歴名の筆頭をまた祖鎌足の墓でかざれたのは満足なことであつたにちがいない。

⑰ 以上をふまえてようやくB・E群は存置順と称することがゆるされる。ただE群末の大岡墓は所在地を郷まで記し兆域記載を欠くという点でそれ以前と多少異質であるから、一たん天安二年詔の直後ころ歴名が作成され、それがのち『貞観式』に吸収されたというように段階を想定することもできるかもしれない。そうすると、その歴名の後半に近陵近墓をまとめておいたということになる。

⑱ 『日本紀略』弘仁十四年五月六日条。

⑲ 吉永登氏は前掲論文において宇治に存在する墓が多いため誤って落したのだろうとされている。消極的にはそれも一因といえなくもないが、私は次の二つの理由を想定している。(1)『延喜式』編纂に際し貞

## むすび

最後に本稿で考察したことをもとに九世紀末までの陵墓制度の時期区分を行ひむすびとする。まず第Ⅰ期は持統三年(六八九)の浄御原令以前で、皇族と一般氏族の葬地を各々陵と墓と称し区分する制度が存在した。原陵歴名には取り入れられずにおわつた陵墓への古い信仰も生きていた時代である。第Ⅱ期は持統三年以降大宝元年(七〇二)以前。先皇陵と有功王陵に対する公的守衛の原則が確立し、その他の皇族や一般氏族の「営墓」については氏々祖墓の場合だけ許可すると

観歴名を取り入むとき、その末尾に細字で書き足された注記であったため落してしまつた。または(2)長良の墓が元慶元年十二月十三日に荷前対象五墓の一つに加えられたときは、また同年正月十二日におくられた「贈左大臣正一位」の地位としてであつたから、有功王墓の伝統をもつ墓歴名に加筆されなかつた。その形跡がそのまま元慶八年二月二十九日太政大臣が贈られたのちも『延喜式』までひきつがれてしまつた。

⑳ 『三代実録』貞観十四年十二月十三日、元慶元年十二月十三日条。

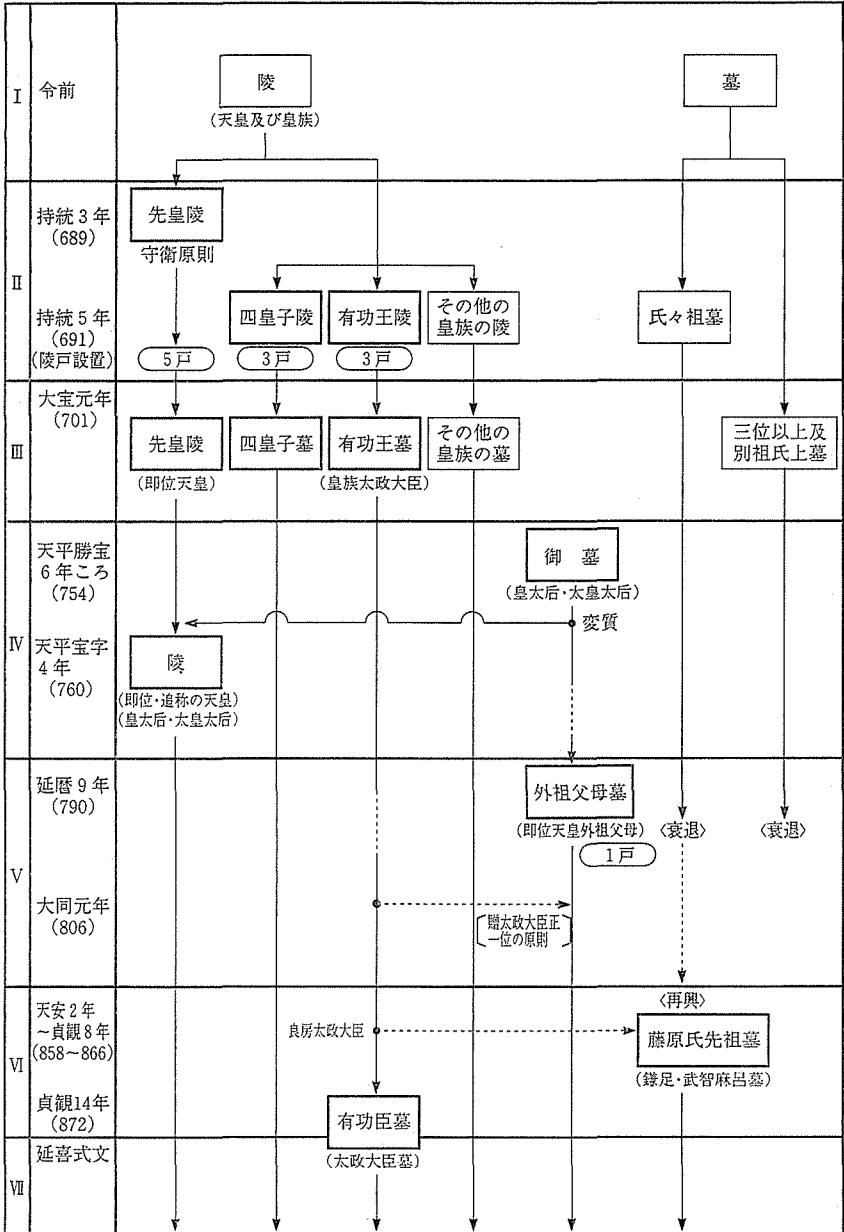
㉑ 結果的にはほゞ存置順と一致するが、宇多と光孝の外祖父父母の順を意識的に逆転させていることからすれば、全く機械的な書き継ぎだとは考え難い。

㉒ 『三代実録』によると、元慶八年三月十三日に外祖父母として藤原数子と共に正一位が贈られた。太政大臣が贈られるのは仁和元年九月十五日のこと。なお元慶八年十二月二十日条に「贈太政大臣正一位」とあるのは誤りで同月二十五日条をみていまだ贈正一位である。

㉓ あらためてこの時期の歴名をみると、女性の陵に比べて天皇陵はきわめて少ない。薄葬や仏式葬の普及を考慮してもである。もはや天皇歴代陵のリストといつたおもかげはどこにもない。

いう厳しい制限が設けられた。これは公的・超越的存在としての律令天皇の誕生、令制の理念にもとづく広大な土地独占の禁止、を基礎とする政策であろう。第Ⅲ期は八世紀前半の律令陵墓制度の最盛期で、先の第Ⅱ期の理念をさらにつきつめ即位天皇の葬地のみを陵と称すべきとし元明朝にはその歴名を完成させた。ただし墓については太政官構成メンバーのレヴェルにあたる三位以上や別祖・氏宗については宮墓してもよいと制限をゆるめている。第Ⅳ期は八世紀後半の仲麻呂執政期から桓武朝初年ころまでである。律令三后の本来もつ重要性にさらに当時の孝思想や祖先顕彰の意識の高揚が加わることで新たに誕生した御墓の制度が行われた時期である。第Ⅴ期は延暦九年(七九〇)ころから『弘仁式』完成ころをピークとする。御墓制の中から平安時代陵墓制度の一つの柱となる外祖父母墓制が誕生する。そうした墓概念の変質をへてようやく桓武朝に最初の墓歴名が編まれることになる。中大兄皇子関係の諸墓が再発見されたのはこのころである。なお外祖父母の墓が皇族太政大臣墓たる有功王墓と共に墓歴名に収められたことが一因となり、逆に外祖父には太政大臣を贈るという慣習が生まれたのもこの時期である。第Ⅵ期は天安から貞観をへて元慶八年(八八四)までである。良房が太政大臣に就任したことに応じ天安二年の十陵四墓制では天智天皇と藤原鎌足の両葬地を対として位置付けるようになり藤原氏先祖墓の再興がすすめられる。天皇家と藤原太政大臣家とが相互補完的なものであるという思想が強おし出されてくる時期だ。そして歴名は本来の意義を失い荷前別貢幣の台帳的性格を濃厚にしてくる。律令陵墓制の解体期といえる。第Ⅶ期、元慶八年から『延喜式』編纂段階ころになると如上の変化に対して、「有功臣」「墓戸」などの語を含む式文によって法的根拠が与えられることとなる。律令国家陵墓制度の終焉期である。

以上、律令国家の陵墓制度についてその誕生から平安時代の独自のそれへの転換に至るまでを見てきたのであるが、私はこの転換を単なる律令制衰退という側面のみから把握することはしない。その変化は、歴名の変容したにも投影されているように、背景にある祖先観の一つの大きな変化に対応するものである。すべての先皇陵を歴代順に網羅した一系系譜的性格を有する歴名の基礎には、皇祖霊を全体として把握する天皇祖霊観や天皇歴代を軸としてそれに依存する形で王民が



……公的守衛管理対象陵墓
  ……私的守衛管理対象陵墓
 ( ) ……被葬者内実
  ……守衛戸数原則

陵墓制度系統図

「仕奉」<sup>①</sup>しきたったという直線的な時間観念の伝統が存在していたのであるが、この皇統の一系性の意識が衰退してきて、相対的に天皇家の私的な出自原理が明確化して、十陵四墓制の成立とその影響をうけた歴名に象徴されるような天皇系譜の一系性から自立した形での個別化した近親祖先に対する祭祀が表に現われてくることになるのである。しかしまた同時に注意しておきたいのは、そうした変化が律令陵墓制度の内部に存在した原理の、一つの歴史的展開として自らを実現した、ということである。即ち、(1)太政大臣または贈太政大臣たることが墓設置の条件となっていることや良房が新しい制度を生み出すこととなったのが彼の人臣初太政大臣に就任した時期であったことなどは、皇族太政大臣のための有功王墓という伝統的な制度が背景にあってのことだろうし、(2)外祖父・母墓制は御墓制さらにさかのぼれば律令三后の特殊な地位に起源をもつものといえる。(3)また鎌足墓はかつての氏々祖墓を新しい意味——天皇家と藤原氏との相互補完性——をこめて再興したものであった。こうしたことは歴史が既成のわく内でその制約をみごとに利用しつつ新しい制度を展開実現した過程の一例と解することができる。そしてその新しい制度の柱となった三つのもの(傍点部)は、そのまま新たな撰関時代の政治原理とされているものと一致している。<sup>②</sup>

① 吉村前掲論文参照。

② 撰政の地位と太政大臣については、竹内理三「撰政・関白」(同『律令制と貴族政権』第Ⅱ部、御茶の本書房、一九五八年)参照。また、

佐藤信氏も「皇太后・太皇太后」に注目し「王権のミウチ的集団の中

における母系の尊重こそが次代の藤原氏による天皇の外威化を軸とした撰関制の成立を導くカギとなった」といわれている。(同「撰関制成立期の王権についての覚書」、山中裕編『撰関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年)。

(付記) 投稿後、田中聡「陵墓」にみる「天皇」の形成と変質(『「陵墓」からみた日本史」青木書店、一九九五年 所収)、和田萃「日本古代・中世の陵墓」(森浩一編「天皇陵古墳」大巧社、一九九六年 所収)の二論考を得た。本稿の内容とかわかる点もあるが関説することはできなかった。あわせ参照されることをお願いしたい。

Das Verwaltungssystem der Gräber unter  
der Regierung “Ritsuryô Kokka (律令国家)”

—Eine Untersuchung zu “Engi-Shoryôryô-Shiki”—

von

KITA Yasuhiro

Diese Studie ist ein Versuch, die “Ryô-Bo” (陵墓, “Mausoleen und Gräber”) Liste in der Rechtssammlung “Engi-Shiki” (延喜式, 927) zu analysieren. Sie ist als Vorarbeit zu einer umfangreicheren Untersuchung über die Anlage und Verwaltung der kaiserlichen Mausoleen und Gräber hochgestellter Personen im alten Japan gedacht. Ihre wichtigsten Ergebnisse sind folgende:

1. Anhand formaler Merkmale lassen sich die Teile, die bei der Herausgabe der “Kônin-Shiki” (弘仁式, 820), der “Jôgan-Shiki” (貞観式, 871) und der “Engi-Shiki” (延喜式, 927) eingetragen wurden, klar unterscheiden.

2. Die Liste der “Ryô” (陵, Mausoleen) geht zurück auf eine Liste, die erstmals unter dem Tennô Genmei (元明) erstellt wurde. Diese wiederum beruht auf Angaben in den Bestimmungen über den öffentlichen Schutz der kaiserlichen Mausoleen in dem Rechtskodex “Kiyomihararyô” (淨御原令, 689). In der unter dem Genmei (元明) Tennô hergestellten Liste sind die Mausoleen aller Tennô in der chronologischen Reihenfolge ihrer Herrschaft aufgeführt. Das verweist darauf, daß die verstorbenen Tennô noch nicht als Einzelne, sondern als Gesamtheit verehrt wurden.

3. Die Liste der “Bo” (墓) (Gräber hochgestellter Personen mit Ausnahme des Tennô) ist, anders als in der Forschung bisher angenommen wurde, erstmals in der “Kônin” Zeit (弘仁, 820) erstellt worden. Die Studie untersucht detailliert, welche Materialien bei der Herstellung dieser Liste verwendet wurden.

4. Die in der “Jôgan” Zeit (貞観, 871) herausgebene Liste ist unter dem Einfluß des kaiserlichen Edikt “Jûryôshibo no Mikotonori” (十陵四墓の詔, 858) gestaltet, das den Gräbern der in der Linie der Blutsverwandtschaft zu dem jeweils herrschenden Tennô nahen vierzehn Vorfah-

ren eine besondere Priorität zuerkannte. Außerdem sind in dieser Liste die Gräber von "Kamatari" (鎌足) und "Muchimaro" (武智麻呂) aufgeführt. Darin zeigt sich, wie sich der Ahnenkult allmählich von der Verehrung der Ahnen als Kollektiv zu einer Verehrung konkreter, durch Deszendenz verbundener Vorfahren wandelt.

5. Anhand dieser Studie wird die Rolle des Ahnenkults als eines der Strukturprinzipien japanischer Gruppenbildung deutlich.

## National Socialism and the Foreign Policy of the Social People's Party (Shakai Taishū Tō)

by

OIKAWA Eijiro

The Social People's Party (Shakai Taishū Tō) was created upon the amalgamation of two factions: the National Socialist faction (Kokka Shakai shugi ha), activists galvanized by the suffering induced by the Depression and the foreign crisis caused by the Manchurian Incident, and the Right-Wing faction, a social-democratic entity based on Japan Labor Union (Nippon Rōdō Sōdōmei).

The National Socialists advocated state control of the economy to build a classless society, which became unpopular domestically as Japan recovered from the Depression. But their economic policy was reflected to the foreign policy to contain the Chinese Communists and conclude a nonaggression pact with the Soviet Union.

As the international situation and economic situation changed, the National Socialists switched from confrontation with the Right-Wing faction to conciliation, as a result of which the National Socialists became dependent on the Right-Wing faction for the labor organization whereas the Right-Wing faction depended on the National Socialists for the foreign policy concerning Asia. Nevertheless, as Japan became bogged down in the Sino-Japanese War, the National Socialists broke with the Right-Wing faction and participated in the "New Political Order" (Shin taisei undō) of the 1940's.